

広報

ふ れ あ い ハ ー モ ニ ー

いわくら



市の花／つつじ

10.1

2006.No.853

特集

市民の皆さんによる検証を行いながら
行政改革を推進しています



【書心●～^{せき ど やまをなす}積土成山(中国古典)～】

土が少しずつ積って山となるの謂です。微細なものが累積して大きなものになることで、学問も人格も小さな努力の積み重ねによって立派なものになると譬えます。そこには風が興って聖なる心が備わり、あるいは大樹が生じて完成されます。

書作においては、平明で大らかな行書を心掛けて書きました。土に点があるのは添え点と言って特に意味はありません。山の第一画目が複雑になっているのは、山の篆書から行書体にしたもので、土も山も全体の変化に伴う小技というところです。

たかぎ だいご
高木大宇



特集

市民の皆さんによる検証を行いながら 行政改革を推進しています

3

市政の窓

8

- 市政懇談会を開催します …8
- 「新成人のつどい」企画・運営ボランティアを募集します …8
- ふれ愛フリーマーケット出店者を募集します …8
- いわくらフリーマーケットを開催します …8
- 基本健康診査・住民検診・歯科健康診査 …9
- 岩倉市ジュニアオーケストラ&セントラル愛知交響楽団が岩倉駅コンサートを行います…10
- いきいき女性のフィットネス～産後リフレッシュ教室～ …10
- 親子クッキング教室 …10
- 高齢者すこやかタクシー料金助成 …10
- 国民健康保険の異動の届け出をお忘れなく…11
- 国民健康保険出産育児一時金の受領委任払い制度を始めます …11
- 国民健康保険出産育児一時金が引き上げられます …11
- 高額療養費の自己負担限度額が変わります …12
- 人工透析の自己負担限度額が変わります…13
- 新入学児童健康診断を行います…13
- 市民ギャラリー情報 …13
- 消防観閲式 …14
- 就学援助制度 …14
- 私立高校等の授業料の一部を補助します…14
- 防犯対策助成金交付制度をご利用ください…14
- 無料耐震診断、耐震改修工事に補助します…15
- ご提供ください不要品 …15
- 浄化槽を正しく維持管理しましょう…16
- 合併処理浄化槽を設置される人に補助金を交付しています …16
- 指名競争入札結果 …16

元気な農業を目指して

17

知っておきたい健康講座

18

「アトピー性皮膚炎」

消費者トラブルに巻き込まれないために

19

「送りつけ商法」にご注意ください

男女共同参画をめざして

19

地域とのつながり

平成17年度に寄せられた「市民の声」をお知らせします

20

市民のひろば・いわくらネットワーク

30

学校通信

32

岩倉中学校

フォトニュース

33

山内一豊・千代 紀行 裏表紙

「長浜城主・山内一豊」

暮らしのガイド

21

- 催し …… 21
- 手続き …… 23
- 募集 …… 23
- 講座・教室 …… 25
- 相談・その他 …… 25

小さなまちから大きな夢を

岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。
私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、
調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

- 広げよう 愛 ふれ合い みんなの和 （家族仲間の和を願って）
- 育てよう 心 からだ みんなの健康 （市民一人一人の幸せを願って）
- 高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし （生活の質の向上を願って）
- 守ろう 自然 環境 みんなの地球 （かけがえのない地球の存続を願って）
- つくろう 人 まち みんなの未来 （豊かな社会の実現を願って）

岩倉市は

- ・交通安全都市宣言
- ・環境保全都市宣言
- ・核兵器廃絶平和都市宣言
- ・安全・安心なまち宣言

のまちです

－人件費、経常経費、工事コストを3億2,109万円縮減－
市民の皆さんによる検証を行いながら
行政改革を推進しています



岩倉市では、行政改革を最重点課題として、最少の経費で最大の効果を上げるため、平成12年度に第2次岩倉市行政改革大綱（※1）を策定し、行政全般について常に点検を実施しつつ新たな視点に立った一層の行政改革を推進しています。

これまで、行政改革実施計画を策定し計画的な推進を図ってきましたが、昨年3月に、国が「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定したことを受け、平成17年度から平成21年度までの5年間に集中的に改革に取り組む項目について具体的な取組目標を掲げた「岩倉市行政改革集中改革プラン」を、昨年11月に策定しました。

年度ごとの進捗状況は、第三者機関の岩倉市行政改革検証委員会（※2）で検証され、その結果を市民の皆様に公表します。

※1 第2次岩倉市行政改革大綱

平成11年2月に市民各層の代表・市議会議員の代表・識見者そして職員からなる「岩倉市行政改革検討委員会」を新たに設置し、概ね1年にわたり審議を重ね、平成12年3月に「第2次岩倉市行政改革大綱（案）」の報告が出された。岩倉市では、この（案）の主旨を尊重し、平成12年5月に、3

つの基本事項、9つの主要事項からなる第2次岩倉市行政改革大綱を策定した。

※2 岩倉市行政改革検証委員会

公募委員を含む10人の委員からなり、岩倉市の行政改革の進捗状況について、公平かつ中立的な立場で、毎年度、実績を検証する。

平成17年度実績の検証結果

今年度は、7月14日から7月28日までの間に3回にわたり検証委員会が開催され、岩倉市行政改革推進本部（※3）から提出された平成17年度岩倉市行政改革集中改革プラン実績報告についての検証が行われました。

検証結果は、報告書としてまとめられ、8月17日に検証委員会から市長へ報告されました。



検証結果報告の概要

総論

平成17年度の実績全体について、検証委員会からは次のとおり意見をいただきました。

- 人口は減少する一方で、団塊の世代が退職する時期を迎え、行政ニーズは増大していく。この変化に対応するためには、これまで以上に効率的な行財政運営が必要となってくる。
- 財政面においては、増加する扶助費や新たな行政需要を視野に入れ、投資的経費は可能な限り削減するなど歳出抑制に努めるとともに、中長期的な財政計画の中で全体像を掌握することがこれまで以上に大切となる。
- 地方自治体には倒産がないのでややもすれば職員に危機管理意識が乏しくなる。総務省で自治体破綻制度の検討が進められるなど、地方公共団体には倒産がないからと安易に構えてはられない時代であることを認識しなければならない。
- 行政改革を進める上で、民間委託は安いコストでよりよいサービスの提供ができる場合が多いので、これまで進めてきた民間委託業務にとどまらず、学校給食、水道などの分野でも十分に検討してほしい。
- これからの5年間は、団塊の世代の退職、消費税引き上げの検討など大きな転換期となるので、岩倉市行政改革集中改革プランに基づき行政改革が着実に前進することを期待する。

※3 岩倉市行政改革推進本部

行政改革の実施のため、市長を本部長、助役を副本部長とし、収入役、教育長及び各部長職の職員で組織されたもの（なお、収入役は平成17年7月に廃止され、その事務を助役が兼掌しています）。

主な実績と検証結果

各論

岩倉市行政改革集中改革プランに基づく主な実績と検証結果については、次のとおりです。

項 目	内 容	
事務事業の再編・整理、廃止・統合	主な実績	●事務事業及び民間委託等検討委員会を3回、事務事業検討部会を8回開催し、報告書を取りまとめ、これに基づく事務事業等の見直しを行った。 ●実施計画に計上している事業のうち34事業を対象に、試行的に事務事業評価を行った。 ●電子申請・届出システムについて、平成18年4月1日から利用できる手続きを拡大し、40手続とすることとした。 ●施設予約システムについて、テニスコート、夜間照明施設などを平成18年度中に運用開始することとした。
	検証結果	●色々工夫をして、事務事業の見直しを行い努力しているが、全体予算の事業規模からは縮減額は小さいものとなっている。行政改革を前進する上で、財政の中長期的計画の策定も視野に置くことも必要がある。 ●行政評価システム（※4）を本格的実施に移行する際には、2次評価として外部の人による委員を入れるべきだ考える。また、全体事業を把握することが必要である。 ●ITを推進するためには、それなりの開発費が必要となるが、利用者の面からも考えることが必要である。特に個人情報保護は当然であるが、利用しやすい仕組みも考えていく必要がある。
民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）	主な実績	●事務事業及び民間委託等検討委員会を3回、民間委託等検討部会を4回開催し、報告書を取りまとめた。 ●北小・南中夜間照明管理業務をシルバー人材センターへ委託した。 ●国民健康保険税の収納業務について、コンビニエンスストアへ私人委託した。 ●平成18年度から学習等共同利用施設（8施設）と地域集会所（5施設）について指定管理者制度（※5）を導入することとした。
	検証結果	●実績報告書にいくつか民間委託した事業が記載されているが、事業の規模が小さいものが多い。他の自治体では、学校給食や保育の民間委託が進んでおり、一般的には民間委託のほうが安いコストでより良いサービスが提供できる場合が多いため、民間委託の可能性がある業務は全て棚卸しして検討するべきである。 ●今後は、市の公の施設についての全体的な統一基準を定め、施設ごとに考え方を整理して、どのように管理していくかの方向性を出す必要がある。

※4 行政評価システム

政策、施策、事務事業について、一定の基準をもって妥当性、達成度、成果などを判定するシステム。成果を重視し、いかに住民満足度を向上させたかという観点で評価を行い、その結果を行政に反映させようとするもの。

※5 指定管理者制度

条例で定められた手続に基づき、議会の議決により団体を指定し、公の施設の管理を一定期間その団体に行わせる制度。民間事業者、NPO団体等の民間団体も指定管理者となることができる。

項 目	内 容	
定員管理の適正化	主な実績	●退職者補充に対する新規採用を抑え、パート職員で対応することとし、人件費の抑制を図った（平成18年4月1日現在職員数394人、前年度比12人減）。 ●市民に分かりやすく、かつ、事務の合理化を図るため、係の再編を行った。 ●平成17年7月6日から収入役を廃止し、その事務を助役が兼掌することとした。
	検証結果	●自治体としては非常に努力しているが、正規職員の代わりにパート職員や再任用職員を採用すれば、人件費の削減にはなっても、職員数そのものとしては、それほど効果が出ないということもあるため、仕事の仕組みを変えていく努力も必要である。 ●将来的には、目標に対する達成度が人事考課に反映されるという仕組みも考えていかなければならない。 ●団塊の世代の退職の時期を迎えるが、行政レベルが低下しないようしっかり事務引継ぎがなされなければならない。
手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）	主な実績	●平成17年人事院勧告に合わせて、勤勉手当の支給率・成績率を見直した。 ●通勤距離2km未満及び徒歩通勤者の通勤手当を廃止した。 ●衛生手当を廃止した。 ●広報いわくら、市ホームページ等で人事行政の運営等の状況の公表（平成17年12月1日）及び定員・給与等の公表（平成18年3月29日）を行った。 ●職員互助会に対する市負担金と職員掛金の割合を1：1.5から1：1とした。 ●職員研修基本計画に基づき、階層別研修、専門研修、特別研修、派遣研修等を実施した。
	検証結果	●地域手当（※6）について何も触れられておらず、引き続き10%が支給されていることは、大変遺憾である。段階的に国の基準である3%にしていくべきである。 ●将来、財政が健全化された場合には、削減されている管理職手当の復元を検討すべきと考える。 ●特殊勤務手当（※7）は、民間企業や市民の目から見ると、理解しにくいものもある。分かりやすく説明をするとともに、そのあり方について引き続き検討を続けて欲しい。 ●給与に関することでは地域手当の問題が最大の問題と考える。広報やホームページで給与等の状況を公表するにあたっては、国の制度との比較を含め、市民に分かりやすく、何が問題とされているのかなどを公表しなければならない。 ●研修によって職員の能力がどれだけ向上したのかが重要である。今後、研修前と研修後のアンケートを実施するなど、何らかの指標により検証可能な方法を検討して欲しい。

※6 地域手当

民間企業の給与が高い地域に勤務する公務員に支給する手当。これまでの調整手当に代わる手当で、調整手当は生計費など考慮して支給地域が決められていたが、地域手当は民間賃金だけで支給地域を決めるため、地域の民間給与水準とその地域に勤務する公務員の給与水準の均衡を図ることが目的とされている。

※7 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするもの。自治体の条例で規定されており、税務手当、衛生手当などがある。

項 目	内 容	
経費節減等の財政効果	主な実績	●当初予算で経常経費（旅費、需用費、委託料等事務費）4.0%の節減となり、まつり等市単独事業委託料については、対前年度7.2%の節減となった。 ●補助金の見直しを行い、一部、補助金の廃止と補助率の引き下げを実施した。 ●工事担当課（土木課、都市計画課、下水道課、水道課）でコスト縮減に取り組み、設計額で8,944千円（1.5%）の縮減を図ることができた。
	検証結果	●財政の健全化は、ただやみくもに削減するのではなく、不足が見込まれる部分をどのように調整していくのかという視点が必要である。今後、扶助費の増大が見込まれる中、中長期的な財政見通しを立て、本当に必要なものとそうでないものを見極めることが必要と考える。 ●外郭団体への補助は、運営費補助から事業費補助へと、本来あるべき方向に進んでいるようであり、補助金のあり方について検討する委員会を設置し、すでに動き出しているとのことであるので、一層の適正化に向けた検討を続けて欲しい。 ●工事関係の落札率が高くなっているが、平成20年度から電子入札システムを導入するとのことであり、今後、落札率の低下を強く期待したい。
その他（地方公営企業の経営健全化）	主な実績	●水道課職員の2人削減などにより、人件費を縮減した。 ●コンビニエンスストアでの納付の利用増により、督促状の発送件数が減少した。 ●下水道使用料・受益者負担金について、一斉徴収を年4回実施した。
	検証結果	●水道事業全体について、民間と直営のメリット、デメリットを先行自治体の事例も含めて比較して検討してもらいたい。 ●計画的に事業の推進に努めてもらいたい。受益者負担金前納報奨金の見直しについては、検討をしてもらいたい。
歳入の確保	主な実績	●市税公共料金収納率向上対策推進会議を開催し、収納目標や年間計画、重点課題を確認し、その実現に努めた。 ●分納者の履行管理を徹底するとともに、県税派遣職員を中心に各種差押えの強化を図った。 ●ジュニアオーケストラ団費、放課後児童健全育成手数料の受益者負担を実施した。
	検証結果	●市税の徴収率の向上に向け、目標達成のための指標を作成することや、同一条件なら収納率の低いものに重点を置くことなども必要と思う。 ●歳入財源を確保する観点から売却可能な土地があれば、検討をすることが必要である。 ●公共サービス等の受益者負担を幅広く進めてもらいたい。

※検証結果報告書は、市役所6階の行政課と1階の情報サロン、また、岩倉市ホームページでもご覧いただけます。



●問合先 行政課行政係（☎38-5804）まで。

市政の窓

市政懇談会を開催します

岩倉市では、市長・助役・教育長・各所属部長などが2日間にわたり、市政の重点事業についての情報をお知らせしながら、皆様のご意見を伺い、ともに市政を考える「市政懇談会」を開きます。

●とき・ところ

表のとおり

●テーマ

「介護保険制度の改正について」

※このテーマ以外にも、皆

と き		ところ
10月25日(水)	午後7時～	市役所大会議室
26日(木)		総合体育文化センター多目的ホール

さんの身近な生活のことや市政についてお聞きになりたいことがあります。したら、会場でおたずねいただくことができます。

●参加方法 事前の予約などは必要ありません。ご都合の良い日に、直接会場までお越しください。

●問合先 企画課広報広聴係（☎3815802）まで。

「新成人のつどい」企画・運営ボランティアを募集します

岩倉市では、来年1月7日(日)に「新成人のつどい」を開催します。

開催にあたり新成人を迎える人で、新成人のつどいの企画・運営などを担当していただくボランティアを募集します。新しい門出となる「新成人のつどい」を自らの手でつくってみませんか？ きつとすばらしい思い出になることでしょう。

やる気のある人の応募をお待ちしています。

●申込期限 10月31日(火)

●「新成人のつどい」開催案内

●とき 平成19年1月7日(日)午前11時開式、午前10時30分開場

●ところ 総合体育文化センター多目的ホール

●対象者 昭和61年4月2日から昭和62年4月1日までに出生された人

●その他 新成人のつどいは、岩倉市に住民票がない人でも参加できます。

●申込・問合先 生涯学習課生涯学習係（☎3815819）まで。

いわくら市民ふれあまつり環境フェア2006 ふれ愛フリーマーケット 出店者を募集します

あなたの家の中に、邪魔にされている物、長年使われずに眠っ

ている物はありませんか。

こうした物を集めて展示販売することで、必要な人の所で再び生きた物として使われます。

友達どうしで誘い合い、楽しく出店してみませんか。

●とき 11月11日(土)・12日(日)

●ところ 総合体育文化センター駐車場

●募集区画数 2日間で40～50区画（1区画単位で受け付けます）

●出店資格 市内にお住まいの高校生以上の人（グループでも可）

※楽しみながらのリサイクルを目的としていますので、営利目的の出店はお断りします。

●募集期間 10月5日(木)～10日(火)（先着順）

●出店料 1区画500円

●申込方法 環境保全課に置いてある申込書に、必要事項をご記入のうえお申し込みください。

●申込・問合先 環境保全課環境啓発係（☎3815808）まで。

健康を守るあなたの健診日

実施日	対象地域	実施日	対象地域
10月2日(月)	大市場町・旭町	10日(火)	下本町
3日(火)	大地町	11日(水)	本町
4日(水)	東町	12日(木)	西市町・宮前町
5日(木)	中本町	13日(金)	稲荷町
6日(金)	曾野町	16日(月)	東新町(送迎はありません)

健康管理のためにぜひ受診を！ 基本健康診査・住民 検診・歯科健康診査

健康な生活を過ごすためには日ご
ろからの健康管理と毎年の定期健診
が大切です。

岩倉市では、市民の皆さんの健康
を守るため、基本健康診査、住民検
診、歯科健康診査を健康づくりの拠

点である保健センターで行います。

また、今年は生活機能低下の把握
検査を行います。

基本健康診査

※予約の必要はありません。

●対象 昭和42年3月31日以前に生
まれた人。ただし、勤務先などで健
診を受けることができる人、また、
現在医療機関で治療中の人は除きま
す。

●検査項目

胸部X線間接撮影(住
民検診)、尿検査、身体測定、問診、
血圧測定、心電図検査、血液検査(総
コレステロール、貧血、肝機能、血
糖、腎機能、尿酸、医師の診察、眼
底検査(医師が必要と認めた人のみ)、
B型・C型肝炎ウイルス検査(今年
度に40歳・45歳・50歳・55歳・60
歳・65歳・70歳になる人等)

●費用

無料

●受付時間 午後零時15分～1時
30分

●注意事項

基本健康診査受診券
(はがき)を、ご持参ください。

※受診券が届いていない人で受診を
希望される人は、当日受付に申し出
てください。

※血糖検査を行いますので、糖分は
避け、飲食は午前9時までにお願
いします(お茶は可)。

●検査の結果 約1か月後に、個人

あてに通知します。

※35歳から39歳までの人(昭和42
年4月1日～昭和47年3月31日生ま
れ)で基本健康診査を希望される人
は、有料(3千900円)で受診で
きます。

生活機能低下の把握検査

介護保険制度の改正により新たに
創設された地域支援事業の介護予防
事業のひとつで、65歳以上の人を対
象に、要支援、要介護状態になる恐
れのある人を早期に把握するための
検査です。

●対象 昭和17年3月31日以前に
生まれた人

●検査項目

基本チェックリスト、
理学的検査、血清アルブミン検査

住民検診

※予約の必要はありません。

●対象 平成3年4月1日以前に生
まれた人。ただし、学校や勤務先な
どで検診を受けることができる人は
除きます。

●検査項目

胸部X線間接撮影、尿
検査、身体測定、問診、血圧測定

●費用

無料

●受付時間 午後零時15分～1時
30分

歯科健康診査

※予約が必要です。

●対象 昭和52年3月31日以前に

生まれた人、および妊婦

●定員 430人

●診査内容 歯牙、歯周診査、口臭
測定、相談、指導

●費用

無料

●時間 午後1時～2時30分

●申込方法

保健センターで受け付
けます(電話可。ただし、土・日曜
日、祝日は除きます。定員になりし
だい締め切ります)。

※駐車場が少ないため、車でのお越
しはご遠慮ください。

●問合先 保健センター(☎371-
3511)まで。

いわくらフリーマーケットを開催します

毎回好評の「いわくらフリーマーケット」を市役所の駐車
場で開催します。

掘り出し物がきっと見つかりますよ。

また、フリーマーケット開催に併せて「野菜の広場」が新鮮採
れたての野菜を販売するほか、地元商店も参加する予定です。

●とき 10月15日(日) 午前9時～正午

※今回は雨天による延期はいたしませんので、ご了承下さい。

●ところ 市役所駐車場

※フリーマーケット開催中は、駐車場はご利用できません。

ご来場は徒歩、または自転車でお願ひします。

●問合先 商工農政課商工観光係(☎38-5812)まで。

国際音楽の日

岩倉市ジュニアオーケストラ & セントラル愛知交響楽団が 岩倉駅コンサートを行います

10月1日は、「国際音楽の日」です。

その一環として、岩倉市ジュニアオーケストラとセントラル愛知交響楽団による岩倉駅コンサートを開きます。

岩倉市ジュニアオーケストラ

● **とき** 10月15日(日)午後2時～2時30分

● **ところ** 岩倉駅地下連絡道

● **演奏** 岩倉市ジュニアオーケストラ
ブラスアンサンブル

● **曲目** 日本民謡メドレー、デイズ
ニー・メドレー ほか

セントラル愛知交響楽団 シンボニカルテット

● **とき** 10月18日(水)午後5時30分～6時、午後6時30分～7時

● **ところ** 岩倉駅地下連絡道

● **演奏** セントラル愛知交響楽団
(トロンボーン：森田和夫、角田正太、
角田実花、福田良正)

● **主な曲** ふたりでお茶を、ラウンドミッドナイト ほか

「国際音楽の日」とは?

1977年にチェコで開催された国際音楽評議会総会で、10月1日を「国際音楽の日」として、国際的連帯のもとに音楽の記念行事を催すことが決定されました。

日本でも多くの国民の間に広く音楽について関心と理解を深めてもらうために、平成6年11月に「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」が公布・施行され、10月1日を「国際音楽の日」とすることが定められました。

● **問合先** 生涯学習課文化振興係
(☎38-5819) まで。

いきいき女性のフィットネス ～産後リフレッシュ教室～

産後は、身体の回復をはかるとともに、育児という新しい仕事が増え、精神的にも肉体的にも負担になります。

楽しく運動して、心も体もリフレッシュしましょう。

● **とき** 10月24日(火)午前10時～11時30分

● **ところ** 保健センター2階視聴覚室
● **内容** お話・運動実技(ストレッチ・軽いエアロビクス)

● **講師** 水谷純子さん(健康運動指導士)

● **対象** 生後4～8か月の乳児とその親

● **定員** 20組 先着順
※託児はありませんが、お子さんと一緒にご参加いただけます。

● **申込方法** 10月2日(月)から受け付けます(電話可)。

● **持ち物** 室内用の靴・タオル

● **申込・問合先** 保健センター(☎37-3511) まで。

親子クッキング教室

食することは生きていくための基本であり、子どもの健やかなころとからだの発達に欠かせません。

幼児期は生活リズムの基礎をつくる大切な時期でもありますね。簡単な食事作りやお手伝いは、食べ物への興味を深めます。

親子で一緒に料理を作り、食事の楽しさを感じてみませんか。

● **とき** 10月27日(金)午前10時～正午

● **ところ** 保健センター2階栄養指導室
● **内容** お話「生活リズムと食事」

調理実習・試食

● **対象** 3歳児を持つ親子

● **定員** 16組(先着順)

● **持ち物** エプロン、手ふき

● **申込方法** 10月2日(月)から保健センターで受け付けます(電話可)。

● **申込・問合先** 保健センター(☎37-3511) まで。

高齢者すこやかタクシー 料金助成

日常生活で社会活動が容易にできるようチケットをお渡しして、タクシー料金の一部を助成します。

● **対象者** 満85歳以上の人

● **助成額** 1乗車につき、タクシー基本料金と迎車料金(タクシー乗車料金と助成額との差額は利用者の負担となります)

● **交付枚数** 月2枚分のチケットを申請の月から当該年度分を一括交付します。

※申請には印鑑をご持参ください。

● **申込・問合先**

生きがい課ふれあい係(☎38-5811) まで。



国民健康保険 異動の届け出は14日以内に 異動の届け出をお忘れなく

会社等を退職し、職場の健康保険、共済組合等の健康保険被保険者の資格がなくなったり、被扶養者の認定を取り消されたときは国民健康保険

に加入しなければなりません。
また、会社等に就職し、健康保険の被保険者証を受けとったときは、国民健康保険をやめる手続きが必要です。
このような異動があった場合は、異動日から14日以内に、市民窓口課保険医療係で手続きをしてください。資格取得の届け出が遅れると医療給付を受けていなくても国民健康保

こんなとき		必要なもの
取得する場合	会社等（社会保険）をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、印鑑
	転入したとき	印鑑
	生活保護を受けなくなつたとき	保護廃止決定通知書、印鑑
	出生したとき	国保の被保険者証、母子健康手帳、印鑑
喪失する場合	会社等（社会保険）に入ったとき	国保の被保険者証、会社等（社会保険）の被保険者証
	転出するとき	国保の被保険者証
	生活保護を受け始めたとき	国保の被保険者証、保護決定通知書
	死亡したとき	国保の被保険者証、印鑑
その他	退職者医療制度に該当したとき	国保の被保険者証、年金証書（加入月数の確認できるもの）、印鑑
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	国保の被保険者証、印鑑
	市内で住所が変わったとき（転居）	
	被保険者の氏名が変わったとき	
	世帯主が変わったとき	
	世帯の合併、分離をしたとき	印鑑、身分証明書（免許証等）
	被保険者証をなくしたとき	
	修学のため遠隔地へ行くとき	国保の被保険者証、在学証明書、印鑑
	長期出張等で別の被保険者証がいるとき	国保の被保険者証、印鑑

険税は、社会保険等の資格がなくなつたときや転入したときまでさかのぼり課税されます。

税金は納めても給付は受けられないということにならないためにも早めに届けましょう。

●問合先 市民窓口課保険医療係
(☎38-5807) まで。

国民健康保険 出産育児一時金の受領 委任払い制度を始めます

平成18年10月1日から、国民健康保険出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯の世帯主の人に、被保険者の出産に必要な費用の一部（出産育児一時金相当額）を直接医療機関に支払うことにより、出産資金の負担を緩和するための制度を始めます。

●対象者 妊娠4か月以上の岩倉市国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主で、国民健康保険法第58条第1項に規定する出産育児一時金の支給を受けることができる人、かつ医療機関で受領委任の同意が得られた人。ただし、保険税を滞納していない世帯主に限ります。

●申請方法 この制度の利用を希望

される場合は、妊娠4か月以上であることを証明する書類（母子手帳等）を添えて市民窓口課保険医療係まで提出してください。

※出産後、出産育児一時金の申請をしてください（分娩費の支払い請求書等の写し添付）。

※なお、従来からの岩倉市国民健康保険出産資金貸付制度については、引き続き実施します。

●問合先 市民窓口課保険医療係
(☎38-5807) まで。

国民健康保険 出産育児一時金が引き 上げられます

岩倉市国民健康保険の加入者が出産したときにその世帯主に支払われる出産育児一時金が、10月1日以降の出産から、30万円が35万円に引き上げられます。

ただし、現在、国民健康保険の加入者であっても、出産者本人が、以前、社会保険等の被保険者本人であり、その資格の喪失後6か月以内に出産した場合は、社会保険等へ請求していただくことになります。

●問合先 市民窓口課保険医療係
(☎38-5807) まで。

高額療養費の自己負担限度額が変わります

10月1日から高額療養費の自己負担限度額が表のとおり変わります。

医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められれば、自己負担限度額（表）を超えた分が高額療養費（老人保健では高額医療費）として、あとから支給されます。

①自己負担額が限度額を超えたとき

病気やケガで同じ人が同じ月内に同じ医療機関で自己負担限度額を超えて医療費を支払ったときは、その超えた分が申請により支給されます。

②同じ世帯で合算して限度額を超えたとき

同じ世帯で、同じ月内に医療費を2万1千円以上支払った人が複数いるときは、それらの額を合算して、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

③高額療養費の支給が4回以上あるとき

同じ世帯で、過去12か月間に4回以上高額療養費の支給を受けるときは、4回目から限度額が引き下げられます。なお、高額療養費支給該当者には、診療月の約2か月後に市民窓口課からはがきでお知らせします。

★注意点★

- ・各月の1日から末日までを1か月として計算します。
- ・各病院、診療所ごとに別々に計算します。
- ・同じ医療機関でも診療科が違う場合は別々に計算します。
- ・同じ医療機関でも入院と外来は別々に計算します。
- ・国民健康保険の給付の対象とならない入院中の差額ベット代や歯科の自由診療および、入院中の食事代は高額療養費の計算には含まれません。
- ・診療月の約2か月後に高額療養費支給該当者に通知しますので、申請してください。ただし、診療日から2年を経過すると時効となり、支給されません。

●持参するもの

国民健康保険被保険者証、領収書、印鑑、預金通帳（郵便局は除く）を持って、市民窓口課保険医療係までお越しください。なお、すでに市民窓口課から通知のはがきが届いている場合は、はがきもお持ちください。

●問合先 市民窓口課保険医療係（☎38-5807）まで。

70歳未満の人の自己負担限度額

平成18年9月30日まで

		3回目までの限度額	4回目以降の限度額
住民税課税世帯	上位所得者	139,800円＋医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	77,700円
	一般	72,300円＋医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,200円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円



平成18年10月1日から

		3回目までの限度額	4回目以降の限度額
住民税課税世帯	上位所得者	150,000円＋医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
	一般	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

- ・上位所得者とは同一世帯の世帯主（被保険者ではない世帯主を除く）とすべての国保被保険者の基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯の人です。
- ・住民税非課税世帯とは、同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が非課税の世帯です。

- ・上位所得者とは同一世帯の世帯主（被保険者ではない世帯主を除く）とすべての国保被保険者の基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯の人です。
- ・住民税非課税世帯とは、同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が非課税の世帯です。

70歳以上の人の自己負担限度額

平成18年9月30日まで

		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
住民税 課税世帯	一定以上 所得者	40,200円	72,300円 + 医療費が 361,500円を超えた 場合は、その超えた分 の1%を加算(4回目 以降の場合40,200円)
	一般	12,000円	40,200円
住民税 非課税 世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ		15,000円

平成18年10月1日から

		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
住民税 課税世帯	一定以上 所得者	44,400円	80,100円 + 医療費が 267,000円を超えた 場合は、その超えた分 の1%を加算(4回目 以降の場合44,400円)
	一般	12,000円	44,400円
住民税 非課税 世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ		15,000円



- ・一定以上所得者とは同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の人または、老人保健で医療を受ける人がいる人(70歳以上の人と老人保健で医療を受ける人の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は、「一般」の区分と同様に1割の負担となります。
- ・低所得Ⅱとは同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者(老人保健で医療を受ける人は、世帯の全員)が住民税非課税の人
- ・低所得Ⅰとは同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者(老人保健で医療を受ける人は、世帯の全員)が住民税非課税で、その世帯員の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

- ・一定以上所得者とは同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の人または、老人保健で医療を受ける人がいる人(70歳以上の人と老人保健で医療を受ける人の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は、「一般」の区分と同様に1割の負担となります。
- ・低所得Ⅱとは同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者(老人保健で医療を受ける人は、世帯の全員)が住民税非課税の人
- ・低所得Ⅰとは同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者(老人保健で医療を受ける人は、世帯の全員)が住民税非課税で、その世帯員の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

人工透析の自己負担 限度額が変わります

10月1日から、慢性腎不全で人工透析が必要な70歳未満の人のうち上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

※上位所得者とは、同一世帯の世帯主(被保険者ではない世帯主を除く)とすべての国保被保険者の基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯の人です。

●問合先 市民窓口課保険医療係
(☎3815807) まで。

新入学児童健康診断 を行います

岩倉市教育委員会では、来春小学校に就学(入学)されるお子さん(平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人)を対象に、市内各小学校で健康診断を行います。

事前に郵送しました「就学時健康診断票」および「就学時健康診断調

市民ギャラリー情報

【第8回日本と真ん中まつり参加報告写真展】

- と き 10月2日(月)～7日(土)
- 問合先 千原(☎37-0460) まで。

【かな書一人展～秋の歌いろいろ～】

- と き 10月10日(火)～15日(日)
- 問合先 小島(☎37-0150) まで。

【赤い羽根作品展】

- と き 10月16日(月)～22日(日)
- 問合先 岩倉市社会福祉協議会(☎37-3135) まで。

【第70回岩倉絵画同好会作品展】

- と き 10月23日(月)～29日(日)
- 問合先 丹羽(☎66-3335) まで。

「投票」をご持参のうえ、指定された就学予定の小学校で受けてください。

●とき・ところ

- 10月5日(木) 五条川小学校
- 10月6日(金) 曾野小学校
- 10月12日(木) 岩倉南小学校
- 10月17日(火) 岩倉北小学校
- 10月19日(木) 岩倉東小学校

なお、次の場合は、学校教育課へお問い合わせください。

★「就学時健康診断の通知」が届かないとき

★就学に関する相談

●問合先 学校教育課庶務係(☎3815818) まで。

消防観閲式

岩倉市消防観閲式には、消防職員・団員・婦人防火クラブ員125人、消防車両等が参加し、各種訓練などを実施します。

● **とき** 10月15日(日) 午前10時～

● **ところ** 岩倉東小学校グラウンド
(雨天の場合は、同校体育館で式典だけを行います)

● **問合せ** 消防本部総務課庶務消防係 (☎37-5333) まで。

就学援助制度

岩倉市では、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費・学校給食費・修学旅行費等を援助する就学援助制度を設けています。

● **対象** 生活保護世帯以外の世帯の児童・生徒の保護者で就学援助基準に該当し、かつ経済的に困りの人

● **就学援助基準**

①生活保護が停止または廃止された人

②市民税が非課税または減免された人
③個人事業税または固定資産税が減免された人
④国民年金保険料の掛金が免除または国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された人

⑤児童扶養手当が支給された人(児童手当・特別児童扶養手当受給者は該当しません)
⑥世帯更正貸付を受けた人

⑦失業対策事業適格者手帳を持っている日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者

⑧①～⑦に該当されない人で特別な事情で経済的に困りの人

● **問合せ** 学校教育課庶務係 (☎38-5818) まで。

私立高校等の授業料の一部を補助します

● **対象** 10月1日(基準日) 現在、私立高等学校および専修学校の高専課程に在籍する生徒の保護者で、基準日において市内に住所がある人。

ただし、次のいずれかに該当する人は対象になりません。

①基準日において、特待生などで授業料の納付を全額免除されている生

徒の保護者

②通信制の課程、専攻科または別科に在籍している生徒の保護者

● **補助金額** 生徒一人1万円

● **申請方法** 学校教育課でお渡しす

る用紙で申請してください。

● **申請期間** 10月2日(月)～31日(火)
(土・日曜日、祝日を除く)

● **申請・問合せ** 学校教育課庶務係 (☎38-5818) まで。

防犯対策助成金交付制度をご利用ください

昨年4月から始まった防犯対策助成金交付制度は、今年8月までに426世帯の人が利用されています。

市内では、今年1月から8月末までに104件の空き巣などの侵入窃盗が発生しています。犯罪抑止のためにわが家の防犯対策を見直しましょう。

● **対象者** 岩倉市に住民登録または、外国人登録があり、居住している世帯主(1世帯につき1回限り)

● **対象となるもの** ①玄関、勝手口等の出入口の鍵を交換または、補助錠、サムターンカバー、ガードプレート等の取り付け。
②サッシ等を防犯ガラスに交換または、防犯フィルム、補助錠、格子等の取り付け。
③共同住宅のエントランスまたは、エレベーター等の共有部分に防犯カメラまたは、センサーライトの取り付け。
④住居等に防犯カメラまたは、センサーライトの取り付け。
⑤駐車場内に防犯カメラ、センサーライトまたは、照明灯の取り付け。
⑥自家用車両(自動車・オートバイ・自転車)にハンドルロックカバーまたは、盗難防止装置の取り付け。
⑦住居敷地内に玉砂利等を敷設。

● **助成額** 経費の2分の1(100円未満は切り捨て)で限度額5,000円
※平成17年3月31日以前の防犯対策は対象外です。

● **申請方法** 口座番号(申請者名義)のわかるもの(郵便局は除く)と印鑑、品物等がわかる領収書をご持参のうえ、行政課にある申請書に必要事項を記入して、提出してください。

※なお、賃借または、使用貸借している住居などで申請する人は、行政課に置いてある所有者の同意書と一緒に提出してください。

● **問合せ** 行政課生活安全係 (☎38-5804) まで。

昭和56年以前に建てられた 木造住宅対象

無料耐震診断、耐震改修 工事に補助します

木造住宅の無料耐震診断を行います

市では、次のとおり木造住宅の無料耐震診断を実施しています。

●対象となる建築物 次のすべてに該当する建築物

- ① 建築時期が昭和56年5月31日以前に着工
- ② 構造が木造で2階建て以下（鉄骨造、鉄筋コンクリート造などは対象外）
- ③ 構造が在来軸組構法または、伝統構法（ツーバイフォー、木質パネル構法などは対象外）
- ④ 用途が戸建て専用・併用住宅、長屋、共同住宅（ただし、空家は対象外）

●申込方法 土木課建築係に用意している簡易耐震診断票に基づいて自己診断をして提出してください。

●申請者 住宅の所有者

木造住宅の耐震改修工事に補助します

無料耐震診断等の結果、倒壊の可能性があると判断された木造住宅の

耐震改修工事を実施する人に対して、耐震改修工事を補助します。

●対象となる建築物

岩倉市が実施する無料耐震診断または、(財)愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断において、判定値が1・0未満と診断された旧基準木造住宅で、判定値を1・0以上とする耐震改修工事。ただし、耐震補強上有効な耐震改修工事（判定値に0・3を加算した数値以上とする）に限る。

※ただし、耐震改修工事以外の工事については、対象となりません。

●補助の金額 1戸あたり60万円を限度とします（ただし、60万円未満の場合は、その金額となります）

●補助の対象 1敷地に1戸を補助の対象とします

●申込方法 土木課建築係で手続きをしてください。

●税制の特例措置の適用 平成18年度から住宅・建築物に係る耐震改修促進税制の創設により、耐震改修工事を行った場合、所得税の特別控除や固定資産税の減額措置が受けられます。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

●問合せ先 土木課建築係（☎66-11111内線658）または、税務課課税第2係（内線575）まで。

「まだ使える、また使える」 「ご提供ください不要品」

粗大ごみの内まだ使えるものを 粗大ごみ受付☎66-8153（ハイこみ）

11月11・12日の市民ふれ愛まつり・環境フェア2006実行委員会では「リユース広場」を計画しています。粗大ごみを出される人には、66-8153（ハイこみ）の電話受付時に不要品提供のお願いをさせていただきます。

ご提供いただく学習机や洋服ダンスなど粗大ごみが有料戸別収集となることは同じですが、まだ使えるもののご提供をいただいて清掃事務所内のリサイクル工房で修理等を行い、展示販売していきます。

また使える小さなものも

子どもが大きくなっていらなくなったおもちゃ類、皿やコップなど食器類のセット等々、必要な人にゆづりたいものがあてがないとき、問合せ先にご連絡ください。

ご住所や連絡先をお聞きし、10月中にこちらから、お宅の玄関先等に引き取りにうかがいます。

ただし、「コップが2個とミニカ13個」といった数や大きさにまあまりがない場合は引き取りにうかがえない場合があります。

こうした場合を含め、直接市役所3階の環境保全課か石仏町の清掃事務所に事前にご連絡のうえ搬入していただいても結構です。

●受付期間 10月2日（月）～31日（火）

●募集するもの 有料戸別収集する粗大ごみの内家具類など、または粗大ごみにならないおもちゃ類など、まだ使え、無償でご提供いただけるもの。

●お引き取りできないもの 家電リサイクル法対象のエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機の5品目。パーソナルコンピュータ。扇風機・掃除機やストーブ類、ガスコンロなど電気、石油、ガス機械器具類はトラブル防止のため提供をご遠慮ください。

また、衣類・ふとん類、著しく重いもの、および消火器・バッテリーなど廃棄する際に処理が困難なものはお引き取りできません。

●問合せ先 環境保全課生活環境係（☎38-5808）または、環境フェア2006実行委員会事務局（清掃事務所内☎66-5912）まで。

浄化槽を正しく維持管理しましょう

家庭の浄化槽は的確に維持管理（保守点検、清掃、法定検査）が行われないと水質汚濁の原因となり、また隣近所に迷惑をかけることにな

ります。

浄化槽は、法律により保守点検、清掃、法定検査をすることが定められています。浄化槽の保守点検は、浄化槽が正常に働いているかを定期的に点検するものです。

保守点検については、愛知県登録の浄化槽保守点検業者に依頼してください。

浄化槽の清掃については年1回以

上の清掃を必ず行いましょう。清掃は、岩倉市の許可業者の㈱アイホク（☎66-2112）が行っています。

法定検査については、愛知県の指定検査機関である(社)愛知県浄化槽協会（☎052-481-7160）に依頼してください。

また、新設した浄化槽については、浄化槽法にもとづき、設置後に検査（法定検査）を受けなければなりません。

愛知県では、本年10月から建築確認の完了検査または浄化槽設置届出の時に併せて検査手数料のコピーを提出していただくことになりました。水環境を守るために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

し尿や浄化槽汚泥の中に異物などが混入していると、し尿処理施設の処理能力が著しく低下してしまいます。

異物などをトイレに流すことのないよう、また、浄化槽が正常な状態であるように維持管理に努めてください。

● 問合せ 環境保全課環境啓発係（☎38-5808）、浄化槽の検査手数料の振込方法については、(社)愛知県浄化槽協会（☎052-481-7160）まで。

合併処理浄化槽を設置される人に補助金を交付しています

● 補助対象となる地域

尾張北部都市計画下水道岩倉公共下水道に係る都市計画決定区域を除く市内全域

● 補助対象条件

- ★ 浄化槽法に基づく構造規準に適合するもの
- ★ 20人槽以下の浄化槽で生物化学酸素要求量（BOD）除去率90%以上、放流水の生物酸素要求量の20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有する合併処理浄化槽

● 欠格要件

- ★ 浄化槽法に基づく設置の審査を受けずに合併処理浄化槽を設置する人
- ★ 住宅を借りているもので、賃借人の承諾を得られていない人
- ★ 市内に住所を有しない人
- ★ 自らの住居を目的とする住宅以外に合併処理浄化槽を設置する人
- ★ 住宅を新築又は増改築をすることに伴い合併処理浄化槽を設置する人

● 補助金額

- 5人槽…342,000円
- 6・7人槽…414,000円

● 申請・問合せ先

環境保全課環境啓発係（☎38-5808）まで。

指名競争入札結果

(8月17日～31日)

工事名等	工事場所等	契約業者名	契約金額(円)	期間
道路・橋梁詳細設計業務	曾野町地内	(株)長大名古屋支社	24,097,500	8/22～H19/3/30
市営大山寺住宅給水管布設替修繕	大山寺町前畑2	桜井工業(株)	1,890,000	8/29～10/5
配水場自家発電設備改修工事	井上町流80番地	荏原商事(株)中部支社	80,105,760	9/8～H19/3/26

元気な農業を目指して

—農業振興の取り組みをお知らせします—

岩倉市は、市域の約3分の1を農地が占めています。しかし、農業の担い手不足と高齢化が深刻に進んでおり、耕作されない遊休農地が増えています。

市では、これまで以上に市民の皆さんに農業への関心を持ち、農業の良さを体験していただくため、今年度から農家の皆さんと連携して「農

業体験塾」を創設し、新ブランド野菜の研究を始めました。ここでは、その取り組みをご紹介します。

農業体験塾で実りの秋

5月15日にスタートした農業体験塾。塾生の皆さんは「野菜の広場」メンバーや県の農業改良普及所職員などの指導のもと、種まき、畝づくり、苗植え、除草といった農作業の体験を重ねてきました。

参加者にお話を伺ったところ「以前から土いじりが好きで参加しました。塾生の仲間ができ、毎回来しみに参加しています」と話してくださいました。



これまで育ててきた野菜は、枝豆、トマト、ナス、カボチャなどで、取材に伺ったこの日は、ナスとカボチャなどの収穫が行われていました。

夏の炎天下も休まず続けられた農作業。流した汗の結晶でもある作物を手に、塾生の皆さんは満足そうな笑顔を見せていました。

農業体験塾は、9月に追加募集した塾生を新たに加えて19人で、これから、秋冬野菜の栽培に挑戦していきます。

「健康野菜」を新たな特産品に く新ブランド野菜の研究を行っていきます

岩倉市の野菜生産は、白菜、ねぎ、カリフラワーなどが上位を占めており、なかでもカリフラワーは、愛知県下2位の出荷量を誇っています。岩倉市では、今年度からカリフラワーに続く「健康野菜」をテーマに新たな特産品作りを行うため、新ブランド野菜の研究を始めました。

現在、消費生活モニターの皆さんの意見を参考に、新ブランド野菜研究品目選定会議で決定した作物を東町の農地で試験的に栽培し、岩倉の土地に合う作物の研究をしています。試験的に栽培している野菜は次の3品種で、それぞれの作物は、順調に生育しています。

プチヴェール	非結球性芽キャベツで緑のバラのような形をしています。食べやすい一口サイズの野菜で調理がしやすく、糖度が高いのが特徴です。
スティックブロッコリー	ブロッコリーと中国野菜の「ガイラン」を掛け合わせて作られた野菜で、独特の甘味があり、皮をむかなくても茎までおいしく食べられるのが特徴です。
ちっチャイ菜	小さなサイズで成熟する新種の白菜で甘みと歯ごたえある食感が特徴です。中華料理、鍋物など加熱する料理に向いています。



▲研究栽培中のプチヴェール

8-5812 ●問合先 商工農政課農政係 (☎3) まで。

健康講座

アトピー性皮膚炎は、何らかの刺激で皮膚にかゆみのある湿疹病変がよくなったり悪くなったりをくりかえす病気で、アトピー素因を持つ人によくみられます。「アトピーはこわい病気」というイメージがありますが、決して難病ではなく、正しい治療を受ければ、約80%の人は10歳ころまでに自然寛解（遺伝的なアトピー体質は残っているが症状はほとんど出ることなく治まっている状態）します。

アトピー素因とは、家族や本人が気管支ぜんそくやアレルギー性鼻炎・花粉症、アレルギー性結膜炎、アトピー性皮膚炎にかかったことがあるとか、食物やダニ・ハウスダストなどに対してアレルギー反応（IgE抗体を産生しやすい）を示しやすい体質のこと、4人に1人が

「アトピー性皮膚炎」

持っていると言われています。アトピー性皮膚炎の原因は、まだ完全には明らかではありませんが、遺伝性に皮膚の乾燥とバリア機能の低下（外からの刺激で簡単に湿疹病変を生じる性質）があり、アトピー素因を持つ人に、汗やホコリの刺激、食事やダニのアレルギー、精神的・肉体的ストレスなどが悪化因子となって生じると考えられています（図）。

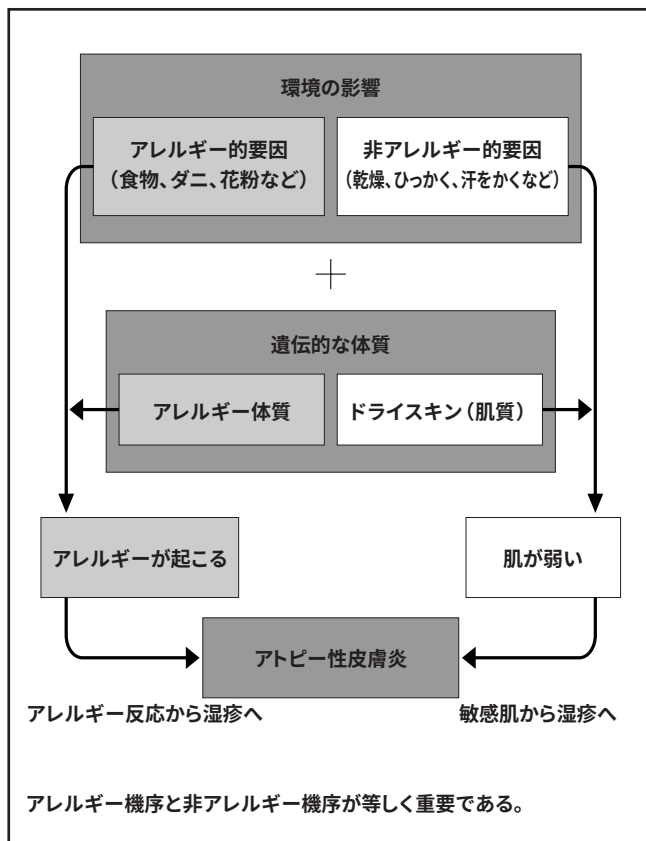
現在、アトピー性皮膚炎の根治療法はありませんが、例えば糖尿病や高血圧症と同じように、正しい治療を受ければ良い状態を維持することはできます。

対症療法として、(1)ドライスキン修復のためのスキンケア（皮膚を清潔に保ち、保湿剤の使用）、(2)かゆみと湿疹のための薬物療法（抗ヒスタミン剤内

服・ステロイド軟膏外用）を行い、加えて(3)悪化因子の除去（①環境整備（ダニ・ホコリ・カビなどの除去）②食事療法（アレルギー・刺激物の制限）

岩倉市医師会 井上隆義 いのうえたかよし

図 アトピー性皮膚炎発症機序（宮地）



③生活指導（ストレス・入浴・汗など）を行います。治療は画一的なものではなく、それぞれの患者さんの症状に合わせた治療を行う必要があります。特にお子さんの場合、家族の協力を得て根気よく治療を続けていくことが大切です。

近年、アトピービジネス（アトピー性皮膚炎の患者さんに対して営利目的の不適切治療）による被害の報告が多数見られます。治療法の見極めは必ず専門医に相談してください。

消費者トラブルに 巻き込まれないために

「送りつけ商法」にご注意ください

送りつけ商法とは？

注文した覚えのない商品を一方的に送りつけて代金を請求する商法を「送りつけ商法」と言います。

相談事例

突然大きな書籍小包が届けられた。申し込んだ覚えがなく不審に思いながら開封してみると、本が3冊入っていた。本の出版目的や代金の送金方法などが書かれたあいさつ状と高額な金額が書かれた振込用紙が同封されていた。購入する気はまったくくないが、どうしたらよいのか。

支払いの義務はありません

物を売り買ひする契約が成立するためには、原則として売り手と

買い手双方の同意が必要です。この事例のように一方的に商品が送りつけられた状況では、買い手が同意していないので契約は成立していません。

送りつけ商法では、「商品を返送しなければ契約は成立する」などと文書を同封してくる場合が多く見られますが、契約は買い手の同意がなければ成立しませんから、支払いの義務はありません。

送られてきた商品はどうすれば？

送られてきた商品を買わないのですから、その商品は業者のものです。勝手に処分することはできないので、業者が引き取りにくるまで自分のものと同様の注意を持

って保管しなければなりません。ただし、返還の義務まではありません。

14日間保管して

「保管の義務がある」と言われても、勝手に送りつけられた商品をついても保管しなければならぬことは、消費者にとって大きな負担になってしまいます。

通信販売などの商取引について定めた「特定商取引に関する法律」では、売買契約に基づかないで送付された商品は、送られてきた日から14日間が経過した場合に、業者は商品の返還を求めることができないと定められています。また、14日間商品を保管してお

きたくない場合には、業者に対して商品の引き取りを請求すること、保管期間を7日間に短縮することが出来ます。保管期間を過ぎても業者が商品を引き取りに来なければ、その商品を処分することが出来ます。

送りつけ商法のトラブルは、本のほかに雑誌や新聞、ビデオなどさまざまなものが報告されていますが、契約についての考え方は、この事例と同じです。

困ったときは、一人で悩まずに尾張県民生活プラザ（☎0586-71-0999）または、市役所市民相談室（☎38-5822）までお早めにご相談ください。

男女共同参画をめざして

●地域とのつながり●



仕事中心の男性に不足しがちなのは地域とのつながりです。男女の共生には、会社や家庭同様、地域とのかかわりは大切なことです。ただし、会社での役職ややり方にとらわれてはうまくいきません。

●問合せ先 生涯学習課生涯学習係（☎38-5819）まで。

平成17年度に寄せられた…

「市民の声」は212件

昨年度1年間に「市民の声」として寄せられたご意見・ご提言は、212件になりました。

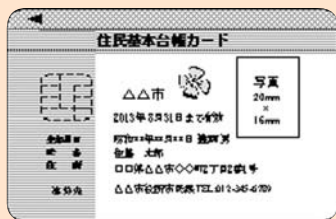
お寄せいただいた「市民の声」をその内容で課ごとに分類すると、右表のとおりとなります。

市庁舎の管理や交通安全・防犯担当の行政課に関することが56件と最も多く、次いでごみ収集など生活環境担当の環境保全課に関することが40件、保育園や児童館担当の児童課に関することが21件と、身近な問題に関するご意見が多数を占めています。

ここでは、お寄せいただいた「市民の声」の中から、その一部をご紹介します。

【問】 最近、各地方へ行楽に行く時、公共施設などで老年者の割引制度を行っているところが多くあるが、その時、健康保険証、免許証等の提出を求められる。しかし保険証は大切なので持ち歩かない。だからいつでも気軽に持ち歩ける身分証明証を発行してほしい。

【答】 身分証明書の交付につきましては、住民基本台帳カードの交付を行っています。このカードは、住民基本台帳ネットワークの整備によって利用できる本人確認のための身分証です。大きさも（縦55mm横85mm）で運転免許証程度となっており、顔写真付きの住民基本台帳カードは、運転免許証などのように、身分証明書として、銀行口座の新規開設の時や、書留郵便の受け取りの時などに本人確認書類として利用していただけます。申請は本人申請が原則ですが代理人または、郵送による方法もあります。手数料は500円です。



市民の声内訳内容

行政課	56件
環境保全課	40件
児童課	21件
土木課	15件
企画課	13件
商工農政課	10件
図書館	9件
市民窓口課	8件
秘書課	6件
都市計画課	6件
学校教育課	5件
生涯学習課	5件
スポーツ課	5件
消防署・消防本部	4件
生きがい課	3件
健康課	3件
水道課	3件
行政管理室	1件
福祉課	1件
税務課	1件
議会事務局	1件
合計	216件

※1通の投書に複数の内容が書かれた投書があるため、合計が212件を上回ります

ご意見・ご要望をお待ちしています

住所・氏名等が記入された「市民の声」には、回答をお送りしますので、記入をお忘れなくお願いします。

●「市民の声」投函箱

市役所1階3か所（北・東・西出入口）
公民館

●「市民の声」ファクス（38-2471）

総合体育文化センター・保健センター・図書館・
公民館・ふれあいセンター
※ご自宅からでもお送りいただけます。

●市長への手紙

市内の公共施設に置いてあります。

●Eメールアドレス

koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp

●問合先 企画課広報広聴係

（☎38-5802）まで。

【問】 岩倉市図書館の蔵書を、インターネットのホームページで検索できるようにしてほしい。

【答】 現在、インターネットによる蔵書検索や、予約業務を行える公共図書館が多くなり、その利便性は利用者の方に喜ばれています。岩倉市図書館においても、現在のコンピュータシステムのリース期間満了に伴う、新システム導入にあわせ、平成18年12月からインターネット検索等ができるようにする予定です。また、それに伴い愛知県図書館の横断検索にも参加していくことになりますので、今しばらくご不便をおかけしますが、ご理解を賜りたいと思います。



暮らしのガイド

問合先（岩倉市役所） ☎0587-66-1111（代表）
 ふれ愛コールいわくら ☎0587-38-1717
 市民の声FAX ☎0587-38-2471
 E-mail koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp

催し



● 史跡公園月釜

岩倉市文化協会では、ご家族でお茶に親しんでいただくために、次のとおりお茶会を開催します。

▼とき 10月15日(日)午前10時～正午（雨天決行）

▼ところ 史跡公園鳥居建民家

▼茶券 1席300円（お抹茶とお菓子代）

▼席主 岩倉市茶華道連盟

▼問合先 岩倉市文化協会事務局（生涯学習課内）☎38-5819

● 児童館日曜・祝日開館行事

児童館では、次世代育成支援事業の新たな取り組みとして、平成18年度から実施しています日曜・祝日開館に合わせて次のとおりボ

ランティア団体による行事を開催します。親子で、また子どもたちだけでも参加できます。参加は無料です。

● 鳴子おどり体験

▼とき 10月15日(日)午前10時～

▼ところ 第六児童館（石仏町）

▼指導 岩倉鳴子踊りの会「五条川桜」

▼とき 10月22日(日)午前10時～

▼ところ 第五児童館（岩倉団地内）

▼指導 イキイキライフの会

▼内容 折り紙、お手玉、こま回し、紙飛行機、あやとり等

▼問合先 第一児童館（☎38-1106）

● 岩倉吟剣詩舞道協議会30周年記念発表会構成吟「山之内一豊の生涯」

岩倉吟剣詩舞道協議会は今年で結成30周年を迎えます。

例年秋に発表会を開催し、会員の稽古の成果をご覧いただいています。今年

30周年記念大会の特別企画として、岩倉市に縁の深い山内一豊の生涯を描いた構成吟を披露します。

伝統芸能の吟剣詩舞の舞台をご覧ください。

▼とき 10月8日(日)開場：午前9時、開演：午前9時30分

▼ところ 総合体育文化センター多目的ホール

▼入場料 無料

▼主催 岩倉市吟剣詩舞道協議会

▼後援 岩倉市教育委員会、岩倉市文化協会

▼問合先 赤塚（☎37-6009）

● ミニミニコンサート

みどりの家では、毎月1回ミニミニコンサートを開いています。

10月は、市民の皆さんにひとり、または1グループで一曲演奏していただく「ひとり一曲ライブ」を開催します。入場は無料です。

▼とき 10月29日(日)午後2時～

▼ところ みどりの家ふれあい交流ホール

▼出演者 「ひとり一曲ライブ」に申し込まれた人

▼演奏曲 ピアノ演奏、ギター演奏 ほか

▼問合先 地域交流センターみどりの家（☎66-6700）

● 世界のお惣菜

～スリランカ編～

岩倉市国際交流協会では、食を通じた交流会「世界のお惣菜」を開催します。

今回は、岩倉市内にお住まいのランガさんとクマルさんによるスリランカ料理です。ぜひご参加ください。

▼とき 10月29日(日)午前10時～午後1時30分

▼ところ 公民館料理教室

▼献立 チキンカレー、アラ・テラタ・ダミーマ（ジャガイモ炒め）、バツ・バドゥーマ（ナスのサラダ）

▼定員 25人

▼持ち物 フキン、エプロン、筆記用具

▼費用 岩倉市国際交流協会：400円、非会員：600円（小学6年生以下はそれぞれ半額）

▼申込期限 10月22日(日)

▼問合先 岩倉市国際交流協会早坂（☎☎37-7973）、中山（☎☎66-8573）

いわくら塾の「子ども大学」で楽しく遊び学びませんか!

いわくら塾は、第3次岩倉市総合計画の市民自らが取り組むまちづくり計画「市民地域づくりプラン」の実現を目指して活動している団体です。

その活動の一環として「子ども大学」を開催しており、今年度の参加者を追加募集します。

- ▶ **対象** 市内の小学生と中学生
- ▶ **参加費** 1人300円(保険料)と各講座の実費が必要です。
- ▶ **募集人数** 20人
- ▶ **講師** いわくら塾の会員など
- ▶ **主催** いわくら塾
- ▶ **後援** 岩倉市、岩倉市教育委員会
- ▶ **申込・問合せ先** 福富(☎37-2532)または、各学校の担任の先生

回	とき		ところ	内容
6	10/21(土)	10:00~12:00	曾野小学校	ビックリ箱をつくろう!
7	11/25(土)	9:00~15:00	(社会見学) 名古屋市 愛・地球博記念公園	愛・地球博記念公園に行こう!~電車とリニモに乗って~
8	12/23(土)		岩倉南小学校	しめ縄づくりと餅つきを体験しよう!
9	平成19年 1/28(日)	10:00~12:00	第五児童館	パンづくりに挑戦しよう!
10	2/24(土)		五条川小学校	飛行機をつくって、飛ばそう! 閉校式

※各回とも、参加費が実費が必要です。

親子イキイキいも掘り大会 ~実りの秋を満喫してみませんか!~

いわくら塾では、今年も昨年に引き続き休耕田を有効利用して、いも掘りを通して土いじりの楽しさと親子のふれあいの大切さを体験してもらう、いも掘りイベントを開催します。



- ▶ **とき** 10月28日(土)
午前9時~午後1時
※雨天の場合は、29日(日)に延期(午前7時に決定)
- ▶ **ところ** 自然生態園(食事)、自然生態園北東側の畑(いも掘り)
- ▶ **対象** 子ども(幼稚・保育園児~中学生)とその保護者
- ▶ **集合時間** 午前8時45分
- ▶ **集合場所** 自然生態園
- ▶ **内容** いも掘りと、いも料理(ふかしいも、いも粥等を予定していますが、一部は有料)を食べたり、コンテスト等のイベントを行ったりします。
- ▶ **参加費** 1人300円(子ども、大人とも)
- ▶ **募集人数** 200人
- ▶ **締め切り** 10月13日(金)
※定員になりしだい締め切ります。
- ▶ **持ち物** 軍手、スコップ(小型)、タオル、水筒等
- ▶ **申込方法** 市役所1階情報サロンまたは、各児童館等に申し込み用紙が置いてありますので、必要事項を記入のうえ、申し込んでください。
- ▶ **その他** 10月26日(木)午前9時~(小雨決行)にいものつる切りを行います。お手伝いいただける人は申し込み用紙にご記入ください。
- ▶ **主催** いわくら塾
- ▶ **後援** 岩倉市、岩倉市教育委員会
- ▶ **問合せ先** 福富(☎37-2532)

- **平成18年度こころの健康フェスティバル あいち**
- ▼ **とき** 10月28日(土)午前10時30分~午後3時30分
- ▼ **ところ** 春日井市民会館(春日井市鳥居松町5-44)
- ※会場には駐車場がほとんどありませんので、公共交通機関を利用していただくようお願いいたします。
- ▼ **費用** 無料
- ▼ **テーマ** 「あんしんをいっしょに育むちいきづくり」
- ▼ **内容**
 - ★ アトラクション(鳴子踊り、演劇他)
 - ★ 作品展示、バザー
 - ★ 相談コーナー
 - ★ 記念講演「こころの居場所」講師 落合恵子さん(作家・東京家政大学教授)
 - ▼ **主催** 平成18年度こころの健康フェスティバルあいち実行委員会
 - ▼ **問合せ先** 春日井保健所(☎0568-31-2188)、小牧支所(☎0568-77-3241)、江南保健所(☎56-2157)

● 全国自然歩道を歩く大会 愛知県大会

毎年、10月の1か月間は環境省主催による「全国・自然歩道を歩く月間」です。

愛知県では、「愛知県ウォーキング協会」と共催で「第25回全国・自然歩道を歩く大会 愛知県大会」を開催します。

▼とき 10月15日(日)午前9時集合、9時30分瀬戸市定光寺公園出発、午後2時30分ごろ中水野駅到着予定、解散式後自由解散

※少雨決行

▼集合場所 瀬戸市定光寺公園「正伝池」南側の広場（JR定光寺駅から徒歩約20分）

▼コース 東海自然歩道他（瀬戸市内約10km）定光寺公園～定光寺～サンパレア瀬戸～森林交流館～愛知環状鉄道線中水野駅

▼参加費 無料

▼受付 当日集合場所です

▼その他 現地への交通費は自己負担。昼食・水筒・雨具等は各自で持参。先着300人に参加記念バッジ

を進展。

大会参加中の負傷については、応急処置はいたしますが、その後の責任は負いかねますのでご了承ください。

※万一の場合のために健康保険証をご持参ください。

▼問合先 愛知県環境部自然環境課調整・施設グループ（☎052-954-6227）

手続き



● 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の自立の促進を図るため、就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講習を受講した母子家庭のお母さんに給付金を支給します。

▼事業の概要 対象となる講座を受講し、修了したときに、受講料の4割相当（上限20万円、下限8千円）を支給します。

▼手続の方法 講座等を受講される前に必ず市役所福

祉課で相談を受けてください。

支給申請の手続きには申請書のほかに、指定教育訓練施設の長が発行する教育訓練修了証明書と受講者が支払った教育訓練費についての領収書が必要になります。

▼問合先 福祉課福祉係（☎38-5809）

● 交通災害共済に家族そろって加入を

交通災害共済は、会員が交通事故でけがや死亡された場合に、事故の程度に応じて見舞金をお支払いする制度です。

▼加入資格 岩倉市の住民基本台帳に記録されている人または、外国人登録をされている人

▼会費 1人500円（毎年4月1日～翌年3月31日の1年間有効）

※ただし、9月30日以降に加入の申し込みをされる場合は、1人300円です。

▼対象となる交通事故 自動車、バイク、自転車による人身事故

▼公費助成対象者 平成18年4月1日現在、岩倉市の

住民基本台帳に記録されている人か外国人登録をされている人で、71歳以上または、身体障害者手帳が療育手帳の交付を受けている人は、岩倉市が会費を全額負担し、交通災害共済会員となっています。交通事故でけがや死亡された場合は、見舞金請求書などを提出してください。

▼見舞金の請求方法 見舞金請求書（組合指定用紙）に次の書類を添付してください。

★交通事故証明書（自動車安全運転センター発行）

★診断書（組合指定用紙）または、保険会社が医療機関から取り寄せた診断書（コピー可、入院期間、通院日の記載があるもの）

★死亡診断書または、死体検案書

★口座振替申請書（市指定用紙）

★会員証兼領収書

※なお、請求するときには印鑑をお持ちください。

▼請求期間 交通事故にあった日から2年以内に請求してください。2年を過ぎ

てからの請求はお受けできませんので、ご了承ください。

▼問合先 市民窓口課市民窓口係（☎38-5807）

募集



● 1万人卓球岩倉大会参加者

▼とき 11月5日(日)午前9時

▼ところ 岩倉東小学校体育館

▼種目 男女別個人戦（小学生、中学生の各部門）

▼試合方法 予選リーグ、決勝トーナメント（申し込み人数によっては、試合方法に変更があります）

▼参加資格 県内在住・在学の小・中学生

▼参加費 岩倉卓球スポーツ少年団員：無料、団員外

：200円

▼申込期限 10月21日(土)

▼主催 愛知県卓球協会

▼申込先 岩倉市体育協会事務局（総合体育文化センター1内66-2222）

▼問合先 卓球協会長谷川（☎37-6205）



介護保険制度改正のポイント「介護予防より以前の予防」

シルバー人材センター会員募集

今回の制度改正では、要支援、要介護状態になる恐れのある高齢者や65歳以上の元気な高齢者を対象に、要介護状態等になることを予防するための事業として「地域支援事業」が創設されています。

また、「介護予防より以前の予防」として、高齢期を迎えても、要支援や要介護状態にならずに、いきいきとした暮らしを続けるために、自ら率先して健康づくり活動やボランティア、就労等の「生きがい」づくりが必要とされています。

シルバー人材センターでは、長年培った経験と知識を活かしながらか仲間づくりや生きがい増進のため、働く高齢者を募集しています。

シルバー人材センター会員となるには

- ▶入会の条件 原則60歳以上で、健康で働く意欲のある人
- ▶入会の手続き 事務局（ふれあいセンター1階）にお越しいただき、入会説明会を受け、理事会で承認されれば登録完了です。

▶仕事の内容

- ・技能を必要とする仕事…樹木の剪定・ペンキ塗り・簡単な大工など
- ・事務の仕事…一般事務・賞状書き・宛名書きなど
- ・管理の仕事…施設管理・駐車場管理など
- ・外交の仕事…チラシの配布など
- ・軽作業の仕事…屋内外の清掃・除草など
- ・福祉・家事援助の仕事…掃除・洗濯・留守番・買物など

▶申込先 シルバー人材センター（ふれあいセンター内 電話66-2223）

▶問合せ先 生きがい課介護保険係（電話38-5811）

●児童館パート職員

岩倉市では、児童館のパート職員の登録を随時受け付けています。

▼応募資格 65歳までの健康な人で、保育士、幼稚園教諭、小・中・高・養護学校教員等のいずれかの資格を有する人

▼申込・問合せ先 児童課児童係（電話38-5810）
または、第一児童館（電話38-1106）

●愛知障害者職業能力開発校訓練生

愛知障害者職業能力開発校は、国が設置し、愛知県が運営している障害者のための職業訓練施設で、障害者の能力に適應する訓練科目によって、基礎知識と技能を習得してもらい、就職や自立を促進し、生活の安定と社会参加の促進を図ることを目的としています。

愛知障害者職業能力開発校では、平成19年度の訓練生を募集しています。

▼応募資格 ★普通課程：高校卒業（平成19年3月卒業見込みの人を含みます）

●再就職準備セミナー参加者

出産・育児・介護等で退職し、将来的に再就職を希望する人は、再就職の準備に役立つセミナーにぜひご参加ください！ 参加費用無料。

▼とき 10月19日（木）午前10時～午後3時30分

または、これと同等以上の学力を有する人。

★短期課程：義務教育修了（平成19年3月修了見込みの人を含みます） または、これと同等以上の学力を有する人

※いずれも障害が固定しており、訓練と集団生活が可能なる人。

▼応募方法 入校願書、健康診断書を大山公共職業安定所を経由し、愛知障害者職業能力開発校へ提出してください。

※詳しい募集要領については、福祉課に備えてある募集ちらしをご覧ください。

▼問合せ先 愛知障害者職業能力開発校（〒441-1231宝飯郡一宮町大字一宮字上新切33-14 電話0533-931210 FAX 0533-931655）

時～午後3時30分

▼ところ 犬山国際観光センター「フロイデ」（〒484-0086 犬山市松本町4-21 電話0568-611000）

▼内容

★講義「再就職のポイント」万全の準備で「売れる自分をつくらう」講師 伴由紀子さん（伴人事労務研究所代表）

★講義「スキルアップを目指す」講師 森眞江さん（アルト・キャリア開発代表）

★再就職者体験発表

★再就職希望登録者支援事業等の説明・相談

★再チャレンジサポートプログラムオリエンテーションおよび相談

▼対象者 妊娠、出産、育児または介護等で退職し、再就職を希望する人

▼定員 20人（先着順）

▼主催（財）21世紀職業財団 愛知事務所

▼共催 犬山市・あいちマザーズハローワーク

▼託児 1歳以上で小学校就学前の子、費用無料

▼申込先（財）21世紀職業財団 愛知事務所（電話052-586-7222 FAX 052-586-7225）（氏名・住所・電話番号・託児希望をお知らせください）

講座
教室

●禁煙教室・禁煙講演会

タバコをやめたいとは思っているけれど、なかなかきつかけがつかめなくてやめられない…そんなあなたにぴったりの教室です。

また、「禁煙に関心はあるけれど…」家族に禁煙をすすめたい」という人は講演会への参加もできます。

●禁煙教室（3か月コース）

▼対象 禁煙したいと思っている人

▼とき 禁煙講演会：10月29日（日）午後1時30分～4時

※講演会のあと、禁煙日を設定し、面接・電話等で約3か月間、保健師が個別に禁煙をサポートします。

▼ところ 保健センター

▼内容 禁煙講演会、タバコ検査（呼気中一酸化炭素濃度チェック、尿中ニコチンチェック）、個別指導

●禁煙講演会

▼テーマ 「これであなたも禁煙できる！～リセット禁煙のすすめ～」

▼対象 禁煙に関心のある人

▼とき 10月29日（日）午後1時30分～3時30分

▼ところ 保健センター2階視聴覚室

▼講師 磯村毅さん（リセツト禁煙研究会予防医学研究所医師）

▼申込方法 保健センターへお申し込みください（電話可）。

▼申込・問合先 保健センター（☎37-3511）

●救急法講習会

～救急車が来るまでにあなたもできる救急手当て～

心臓が停止した場合の応急手当として、心臓にショックを与えて心臓のリズムを正常な状態に戻すAED（自動体外式除細動器）という機器を一般の人でも使えるようになりました。

江南保健所では次のとおりAED操作の講習会を開催します。

▼とき 10月17日（火）午後1時30分～5時

▼ところ 犬山市民健康館

さら・さくら交流ホール（犬山市大字前原字橋爪山）

▼内容 人形を用いたAEDの実技指導

▼講師 犬山市消防署職員、江南保健所医師、保健師

▼定員 30人（先着順）

▼参加費 無料

▼その他 動きやすい服装で参加してください。修了証を交付します。

▼申込方法 10月10日（火）までにお申し込みください。

▼申込・問合先 江南保健所総務企画課（☎56-2157）

●高齢者福祉講座「ストップザぼけ」

現在、認知症と言われている人は、約200万人と推定されています。

私たちが認知症にならないためにどうすればよいのか？専門家にお話を聞いていただきます。

※当日、要約筆記を行います。

▼とき 10月28日（土）午後1時30分～3時30分

▼ところ ふれあいセンター

13階視聴覚室兼研修室

▼講師 長谷川嘉哉さん（NPO法人サイタック代表）

相談
その他

▼定員 50人（定員になりしだい、締め切ります）

▼申込・問合先 社会福祉協議会（☎37-3135）

で快適に迷わず利用するために、なくてはならない「道しるべ」です。

国・県・市町村では、この期間、道路標識の点検や見直しを行います。

道路標識を一層利用しやすいものにするため、アイデアおよびお気づきの点がありましたら、左記までご連絡ください。

●10月1日（日）～7日（土）
全国道路標識週間

道路標識は、道路を安全

▼連絡・問合先 愛知県建設部道路維持課（☎052-961-2111）、一宮建設事務所維持管理課（☎0586-72-1411）または、土木課維持管理係（☎38-5813）

わかります 暮らしと社会の 未来地図

平成18年 **10月20日** 現在で
社会生活基本調査を実施します

全国から抽出された約8万世帯を対象に、1日の生活時間の配分やインターネットの利用、学習・研究、ボランティア活動、スポーツ、趣味・娯楽、などの生活行動について調査します。

その調査結果は、国民生活の向上を図る各種行政施策を立案する際の基礎資料となります。

調査の対象となる世帯には、統計調査員が伺い調査票の記入をお願いしますので、よろしくご協力ください。

▶問合先 愛知県県民生活部統計課人口・労働力統計グループ（☎052-954-6100）

●献血にご協力ください



献血は、16歳から69歳（ただし、65歳から69歳までの人は、60歳から64歳の間に献血したことのある人のみ）の人にできる身近なボランティア活動です。一人でも多くの皆様のご協力をお願いします。

▼とき 10月16日（月）
▼ところ ユニー（株）岩倉店
▼受付時間 午前10時～正午、午後1時～4時
▼問合先 岩倉市献血推進協議会（社会福祉協議会内）
☎37-3135

●猫の適切な飼い方・えさやりの仕方について

猫の飼い主の人へ

猫は犬と違い、「つないで飼う」ことが今のところ義務ではありません。そのため、自由に外出さ

せている人が見られます。しかし、外に出すと①他人の家に侵入し、荒らす（花壇を掘り返す、糞尿をする、台所に入る）②ゴミ捨て場でゴミをあさることにより、環境衛生が悪化する③避妊・去勢手術をしていない場合、年3回も子猫が産まれてしまう（産ませしてしまう）等により、地域の大きな環境問題や、子猫の飼い主探しなど大きな問題に直面します。

猫にとっても交通事故の危険性、他の猫とのケンカなどによる伝性病（猫エイズ等）の感染による寿命の短縮やノミ・ダニなど好ましいことはありません。

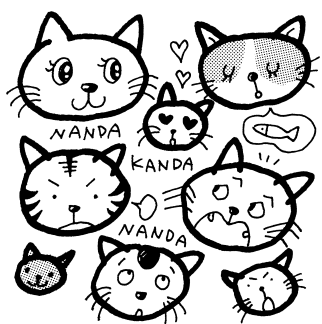
ぜひ、ケージ飼いをを行うか、室内のみで飼育し、発情によるトラブルや不幸な命を生ませないために避妊・去勢を行い家族の一員として一生大切に飼育してください。

飼い主のいない猫にえさやりをしている人へ

えさやりを行うには責任ある行動が重要です。

★えさやりと同時に、のら猫をいったん保護し、避妊・去勢手術を行い元の場所に戻す。

★帰す際は、その地域の人に「不妊手術をしてあるの



で、次世代は生まれないこと」「地域で生きる猫は5～6年程度しか生きられないので順次少なくなっていくこと」「糞尿の始末も行う迷惑をかけないよう努力する」など説明し、理解を求めることが重要です。

★えさやりに際しては、その場所さえさがあることが知れ渡ると、猫を捨てていく人が出るので、なるべく人の目に触れないような場所を選ぶことも重要です。

排泄物についても「ねこトイレ」を餌場の周囲に用意し、近隣住民の敷地内で排泄しないよう配慮し、トイレは定期的に必ず清掃し、周囲の環境を悪化させないように努めることが重要です。

のら猫の問題の根本は、猫を捨てていく人間であり、これは重要な犯罪です。捨てられた猫は、必死に生きようとしているだけで

平成18年梅雨前線による大雨被害（長野県、宮崎県、鹿児島県）に伴う義援金のお礼

公共施設に設置した募金箱等に、大勢の皆様から温かい気持ちをお寄せいただきました。

また、今回は市内の大型店舗ならびに金融機関におきましても募金箱の設置等ご協力をいただきました。

ご協力いただきました皆様に、心からお礼を申し上げます。

なお、皆様からお預かりした義援金は、次のとおり日本赤十字社へ送らせていただきました。

▶義援金額 120,900円（長野県、宮崎県、鹿児島県の日本赤十字社各支部へ40,300円を送金しました。）

協力店舗ならびに金融機関（順不同、敬称省略）

ユニー岩倉店 ユーストア八剱店 カネスエ八剱店 いちい信用金庫愛北営業部、同岩倉支店、同岩倉本町支店 愛知銀行岩倉支店 愛知北農協岩倉支店 岐阜銀行岩倉支店 十六銀行岩倉支店 中京銀行岩倉支店 名古屋銀行岩倉支店

▶問合先 福祉課（☎38-5809）

猫が悪いわけではありません。

このように、捨てられた哀れな猫を、自分の飼い猫でもないのに、保護し、自腹を切つて手術を行い、えさを与え、ふんの始末をしている人もおられることも理解していただき、動物を捨てることは絶対しないでください。

▼問合先 愛知県動物保護管理センター尾張支所（☎0586-78-2595）または、環境保全課環境啓発係（☎38-5808）

●空き巣・忍び込みにご用心！

最近、住宅を狙った空き巣被害や、忍び込み被害が多発しています。本年8月までの間に、空き巣が58件、忍び込みが16件発生しており、主な手口として、ガラス破りが約60%、無施錠が約30%を占めています。

市内の忍び込み被害は、愛知県内で多発している地域に該当しています。

★不用品データバンク★

ご家庭で眠っている不用品の有効利用と、むだのない消費生活のために不用品データバンクをご活用ください。

物品のやりとりは、当事者間で話し合ってください。

登録物品（9月11日現在）

- ▶ **あげます（無償）** ポータブルトイレ、電子ピアノ、コンビラック、自転車（女児用）
- ▶ **求めます** 子ども用布団、ベビーカー、電子ピアノ・キーボード、チャイルドシート、ベビーベッド

※登録物品は岩倉市ホームページ

<http://www.city.iwakura.aichi.jp/> でも確認できます。

▶ **問合せ先** 商工農政課商工観光係（☎38-5812）

●秋の安全なまちづくり県民運動

愛知県では、全国地域安全運動と連動して秋の安全なまちづくり県民運動が実

被害を未然に防ぐために、外出時や就寝前には必ず施錠の確認をして、貴重品は寝室へ持っていくなど、ご家族の皆さんで注意してください。

被害を未然に防ぐために、明日を担う子どもたちを犯罪から守ることはもちろん、住宅などを狙った侵入盗やひったくり被害を防止していくために、皆さん一人ひとりが防犯意識を高めましょう。

▼ **期間** 10月11日（水）～20日（金）

▼ **年間スローガン** 「犯罪にあわない 犯罪を起こさせない 犯罪を見逃さない」

▼ **活動の重点**
・子どもの犯罪被害防止
・住宅を対象とする侵入犯

●罪の防止

・街頭におけるひったくり、性犯罪被害防止

・暴力追放運動の推進

▼ **問合せ先** 江南警察署生活安全課（☎56-0110）

●警察相談

警察相談では、犯罪などの被害を防止するための相談や、暮らしの安全と平穩に関する相談などに応じています。

愛知県警では、警察相談の窓口として警察本部とすべての警察署に「住民コーナー」を設け、警察の担当者が皆さんからの相談に応じています。

あなたの身になって相談に応じ、一緒になって問題解決を図ります。

また、内容によっては専門の相談機関をご案内しています。

相談者の秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

警察に相談したいときは、警察本部・住民コーナーまたは、お近くの警察署の住民サービス係にお越しください。

なお、電話での相談にも

応じていますので、お気軽にご相談ください。

警察本部警察相談専用電話

#9110（フッシュ回線のみ。なお、一部のIP電話はつながりません）

または、☎052-953-9110をご利用ください。

江南警察署住民サービス係

☎56-0110内線227

▼ **開設時間** 月～金曜日、午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除きます）

なお、愛知県警ホームページでも警察相談などをご覧いただくことができます。

★愛知県警ホームページ
<http://www.pref.aichi.jp/police/>

●被害者相談窓口

警察では各種の犯罪被害相談窓口を設け、被害者のさまざまな相談に応じています。

ご本人だけでなく、ご家族・友人からの相談も受け付けています。

被害者相談窓口

▼ **ハートフルライン**

☎052-954-8897

★ **受付時間** 月～金曜日

（祝日および年末年始を除く）午前9時～午後5時

★ **相談内容** 犯罪被害者のためのこころの悩み相談

▼ **レイディス・ホットライン**
☎0120-67-7830

★ **受付時間** 月～金曜日

（祝日および年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

★ **相談内容** 性犯罪被害

▼ **ふれあいコール**
☎052-561-0184

★ **受付時間** 毎日24時間

★ **相談内容** 列車内のちか

ん被害相談

▼ **少年サポートセンター**
（被害少年相談電話）

☎0120-78-6770

★ **受付時間** 月～金曜日

（祝日および年末年始を除く）午前9時30分～午後4時

★ **相談内容** 犯罪・いじめ等の被害に関する相談

▼ **ストーカー110番**
☎052-961-0888

★ **受付時間** 毎日24時間

★ **相談内容** ストーカー被害に関する相談

▼ **問合せ先** 愛知県警察本部

住民サービス課犯罪被害者

対策室（☎052-951-1611内線2935）

または、江南警察署住民サ

ビス係（☎56-0110内線227）

また、江南警察署住民サ

ビス係（☎56-0110内線227）

また、江南警察署住民サ

ビス係（☎56-0110内線227）

また、江南警察署住民サ

ビス係（☎56-0110内線227）

岩倉ウォークラリーを実施します

岩倉市内の名所旧跡を巡る1周約6km(2時間)のコースを設定しました。各ポイントでスタンプを押しながら楽しく歩いていただきます。13か所のスタンプ印のある人には、お楽しみ抽選券付き完歩証をお渡しします。※ただし、午後零時30分までにゴールしないと完歩証はありません。

- ▶ **と き** 10月22日(日)
受付…午前9時～10時30分
スタート…午前9時30分
- ▶ **と ころ** 受付・スタート・ゴールはお祭り広場内
- ▶ **参加料** 大人500円、中学生以下300円
※参加費として、参加費相当の金券(当日会場内で使用)をお渡しします。
- ▶ **申込方法** 当日受付をお願いします。ただし、団体等で事前に参加人数がお分かりになれば準備の都合上あらかじめお知らせください。
- ▶ **そ の 他** ゴール地点のお祭り広場では、「模擬四九の市」なども開催します。
- ▶ **問 合 先** 岩倉市まちづくり推進協議会事務局
商工農政課(☎38-5812)
E-Mail: gyousei@city.iwakura.aichi.jp

● 秋の行政相談週間 10月16(月)～22(日)

総務省では、国や特殊法人などが行っている仕事について、国民の皆さんから苦情や意見・要望をお聞きして、あつせんする「行政相談」を行っています。
この行政相談制度を知っていただき、利用していただくため10月16(月)から22

日(日)まで「行政相談週間」を実施いたします。
岩倉市の行政相談

岩倉市では、毎月第2金曜日に行政相談を行っています。10月の行政相談は、秋の行政相談週間の一環として、日にちを変更し、時間を延長して行います。
年金、保険、税金、登記、環境衛生、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービスなどについて、苦情や意見・要望がありましたら、気軽にご利用ください。

相談は無料で、秘密は守られます。

▼ **と き** 10月20日(金)午前10時～午後3時

▼ **と ころ** 市役所市民相談室

▼ **問合先** 行政課行政係
(☎38-5804)

行政相談委員

行政相談委員は、総務大臣から委嘱されている民間のボランティアで、皆さんの身近な相談相手です。

岩倉市の相談委員は、次の皆さんです。

★ 丹羽喜代之さん (☎66-1780)

★ 塩谷光代さん (☎66-0793)

一日合同行政相談所の開設

総務省中部管区行政評価局は、次のとおり「一日合同行政相談所」を開設し、年金、税金、登記等の行政相談をはじめ、相続・離婚などの法律相談も受け付けます。

▼ **と き** 10月17日(火)午前10時～午後3時

▼ **と ころ** オアシス21「銀河の広場」(名古屋市中区栄)

▼ **一日相談所長** 池山文さん (NIP-FM「ミュージック・ナビゲーター」)

▼ **問合先** 中部管区行政評価局 (☎052-972-7415)

なお、次のところでも相談を受け付けています。

▼ **名古屋総合行政相談所**

(名古屋市中区錦3-23-31栄ビル9階 ☎052-961-4522)

※午前10時～午後6時、祝日・年末年始は除く。

行政書士110番

総務省中部管区行政評価局首席行政相談官室(名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館 ☎052-962-1100)

● 教育相談

不登校やいじめ、学校や家庭におけるさまざまな悩みごとを持つ保護者などを対象に相談を行っています。

▼ **と き** 毎週火曜日午後1時～4時

▼ **と ころ** 地域交流センター「くすのきの家」 適応指導教室

本町西出口15-1
▼ **相談員** 山田和行さん (元適応指導教室長)

▼ **その他** 電話での相談も受け付けています。

なお、予約された人が優先となりますので、あらかじめご了承ください。

図書館ニュース

岩倉市図書館
☎37-6804

新着図書を紹介

★ 蘇るコウノトリ

野生復帰から地域再生へ

菊地 直樹 著
分類 生き物



日本の空に「里の鳥」コウノトリがふたたび舞った! 放鳥から1年、人びとの「語り」に蘇る里の暮らしに学び、自然と人間の新たな関わりを創り直すプロジェクトが始まった。人とコウノトリの共存のあり方を示す。

児童新着図書

★ なまえはなあとに

かさいまり 文・絵

★ ジャッキーのうんどうかい

あだちなみ 絵
あいはらひろゆき 文

お気軽にご相談ください

市民相談

市民相談室 (☎38-5822)

市民相談室は、市役所1階です。個室の相談室となっていますので、お気軽にご相談ください。

なお、各相談は、正午から午後1時までお昼の休憩をいただきます。

■一般相談

▶とき 月～金曜日（祝日、振替休日を除く）

午前9時～午後4時

■外国人のための相談（岩倉市国際交流協会）

「こんにちはコーナー」

10月1日（日）・15日（日）午後1時～3時

Advice and Consultation for Foreigners
(Iwakura International Exchange Society)
1.Oct (Sun) 15.Oct (Sun) 13:00～15:00

Consulta em Prol dos Estrangeiros
(Associacao Internacional de Iwakura)
1.Out (Dom) 15.Out (Dom) Das13:00～15:00hs

■女性相談

10月2日（月）・16日（月）午後1時～3時30分

■税務相談

10月5日（木）午後1時～4時

■母子・寡婦就業相談

10月6日（金）午前10時～午後3時30分

■法律相談（予約制…定員各6人）

10月10日（火）・25日（水）午後1時～4時

※毎月1日（土・日曜日、祝日、振替休日は順延）午前9時から、市民相談室で当月分の予約を受け付けます（先着順、電話可）。

■登記相談

10月11日（水）午後1時～4時

■知的障害者相談

10月12日（木）午後1時～4時

■人権相談

10月13日（金）午後1時～4時

■行政相談

10月20日（金）午前10時～午後3時

■総合福祉相談

10月20日（金）

★身体障害者相談 午後1時～4時

★戦没者遺族相談 午後1時～4時

■年金相談

10月23日（月）午前10時～午後3時

みななやむな ☎37-7867

いじめの問題、親子・近隣関係などの心の悩みは、一人でよくよしても、何の解決にもなりません。経験豊かなボランティアが電話で相談をお受けします。お気軽におかけください。

▶とき 毎週月曜日午前10時～午後4時（祝日、振替休日を除く）

▼問合先 適応指導教室
(☎38-0300)

●多重債務者相談

NPO法人「クレサラあしたの会」による多重債務者のための生活再建相談所が開設されています。

相談による家族、個人の秘密は厳守しますので、気兼ねなく安心してご相談ください。

▼とき 毎月第1日曜日 午後1時～4時

▼ところ 岩倉市公民館

▼相談料 無料

▼相談員 NPO法人「クレサラあしたの会」の司法書士、ボランティアスタッフ

▼主な相談内容 クレジットトサラ金問題解決、借入に頼った生活の見直し、借入金金の法的整理後の生活再建支援、ヤミ金、架空請求、悪質商法

※予約は必要ありません。なお、相談の際には契約書等の借入のわかる書類をお持ちください。

▼問合先 クレサラあしたの会 (☎080-36207654)

●子育て相談

地域子育て支援センターでは、乳幼児の子育てに関する相談を行っています。子育てで、心配なことや困っていることはありませんか。ひとりで悩まないで一緒に考えましょう。人に話すことで気持ちが楽になることもあります。

▼とき・ところ・問合先 表のとおり



相談場所・問合先		面接相談（予約制）	電話相談
南部保育園内 地域子育て支援センター	大地町小森5 ☎38-3911	毎週月・水・金曜日 午後1時～4時	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時
東部保育園内 地域子育て支援センター	大市場町順喜11 ☎38-2387	毎週月・水・金曜日 午後1時～3時	毎週月～金曜日 午前10時～午後3時

※いずれも、祝日・振替休日を除きます。

麻しん風しん混合予防接種第2期について

予防接種法施行令の一部改正により、平成18年6月2日から麻しんおよび風しんの予防接種の対象者等の変更がありました。

平成18年3月31日以前に麻しん、風しん予防接種が済んでいる人も第2期（幼稚園、保育園の年長児にあたる人）の麻しん風しん混合ワクチン接種の対象者になりました。ただし、麻しんか風しんにかかった人は、混合ワクチン接種ではなく、かかっていない人の単抗原ワクチン接種をすることになります。

なお、接種期間は平成18年10月1日から平成19年3月31日です。対象者には個別に通知をします。詳しくは、保健センターへお問い合わせください。

▶問合先 保健センター (☎37-3511)

ネットワーク

ふれあい ファミリー

甘えん坊の駿君。お兄ちゃん
が大好き、いつもヨチヨチ後を
くっついてくるね。
ふたりの元気な姿を見る事が
できてパパもママもとっても幸
せだよ。これからは兄弟仲良く
大きくなってね。

●お父さんお母さんの一言
頑張り屋の良君。4月からの
幼稚園。小さいながら努力して
いるね。

良佑くん(右)
しゅんすけ
駿佑くん(左)



8月9日、岩倉中学校と南部中学
校の12人の生徒が、岩倉市中学生平
和祈念派遣団として、それぞれの学
校から持ち寄った千羽鶴と市民の皆
さんから託された千羽鶴、合計2万
8千羽を持ち、長崎の平和公園で行
われた平和祈念式典に参列しました。

平和派遣団に参加して

8月11日に市役所で行われた報告
会では、多くの生徒たちが「長崎で
自分たちが感じたことを自分たちの
言葉でできるだけ多くの人に伝えて
いくことが大事で、それをする責任
が自分たちにはある」と力強く述べ
ていました。

生徒が参加し、被爆体験講話を聞い
たり、小学生から高校生までが一緒
に平和について考え、意見を交換し
たりしました。2日間の日程の中で、
生徒たちは多くのものを直接見て、
現地の方々と触れ合うことができました。

前日に
は、長崎
市の高校
生が中心
となって
「ピース
フォーラ
ム」が開
かれ、長
崎県内外
から多く
の児童・



▲ピースフォーラム

いわく

ふれあい
ファミリー

●お父さんお母さんの一言
はずかしがりやで人一倍やさ
しいるなちゃん♡ これからも
そのやさしさを忘れずにいてく
ださいね。
パパはだいくんのやさしい笑
顔にいつも元気づけられていま
す。
いつでも笑顔があふれる家族
でいようね。

るな
大智くん(左)
だい
大智くん(左)

なかしま
中島太郎・貴美子さんの長女
瑠南ちゃん(2歳)、長男大智
くん(10か月)。



知っておきたい

防災知識



地震対策は万全でしょうか？

地震の備えに挙げられるのが、非常持出袋と備蓄品の用意です。

★非常持出袋の中身は、ラジオ、水、食料、医薬品、ホイッスル、貴重品、懐中電灯などです。リュックサック等の肩にかける袋に入れておきましょう。避難する際、両手を自由に使えるようにしないといけないためです。

重すぎる場合は、重い缶詰の代わりに軽い乾燥食品でもいいでしょう、水の一部は家に保管するなど工夫してみてください。

各自一個のリュックサックを用意し、それぞれ持ち出しやすい場所に保管してください。玄関先や車のトランクに分散して保管するのもいいでしょう。

★備蓄品は

飲料水、毛布、ビニールシート、卓上コンロ、食料、使い捨てカイロ、新聞紙、ポリタンク、乳児や高齢者のあるご家庭はミルクや紙オムツも忘れてはならないものです。各ご家庭で考えていただきたいと思います。

一生残った後の命をつなぐために一

●あいち防災リーダー みや た さと こ 宮田 智子

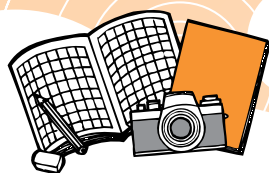
非常持出袋、備蓄品は、必ず定期的に点検し古いものは新しいものに交換してください。交換した年、月、日をマジックで記載しておくとうわかりやすいと思います。

生活用水の備蓄は大丈夫でしょうか？

飲料水とは別に洗面やトイレに必要です。生活用水や消火用水は浴槽や洗濯機にためておくとう良いでしょう。

阪神・淡路大震災の時は、布製ガムテープや、キッチン用ラップが役立ったと言われています。



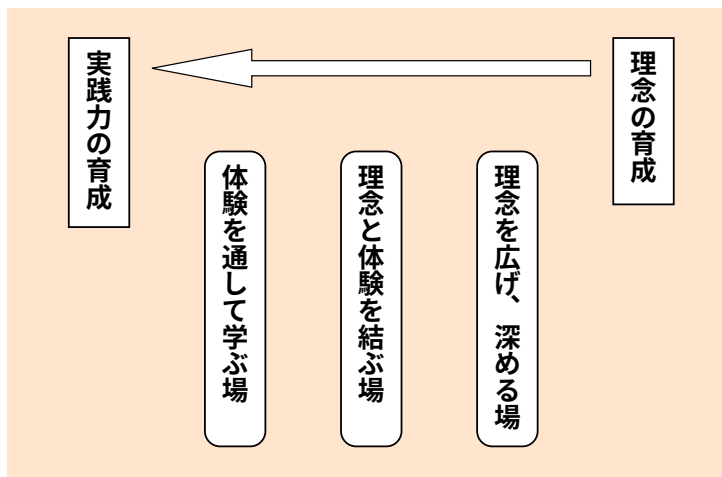


学校通信

岩倉中学校

「自分を見つめ、人との関わりを大切にする生徒の育成」

11月14日には、本校で発表会をもち、研究成果の一端を発表したいと考えています。



本校は、平成17・18年度の2年間にわたり、丹葉地方教育事務協議会と岩倉市教育委員会より研究委嘱を受けました。研究主題を「自分を見つめ、人との関わりを大切にする生徒の育成」と設定し、全領域を通しての人間性・社会性の追求に主眼を置き、研究を進めています。具体的には、「理念の育成」と「実践力の育成」といった二つの観点をもとに、道徳の時間、特別活動・総合的な学習の時間、教科の時間のそれぞれの実践を通して、次の三点の場の充実に努めています。

〈実際の取り組み〉

道徳の時間を中心に、理念を広げ、深める場の充実に目指しています。「個性尊重」「生命尊重」「思いやり」など、人間性・社会性の育成に関連の深い項目を重点項目とし、集中的に実践を重ねてきました。授業としては、学年集会型や保護者参加型、外部講師を招いての授業形態など、また、討論方式やロールプレイングを取り入れた授業展開などを工夫し、実践を行っています。

▼授業の様子



教科の時間では、「自分を見つめる活動」と「人と関わる活動」を重視し、それぞれの活動を授業展開の中に工夫をして、取り入れるように努めています。そして、体験を通して学ぶ場の充実に目指しています。さらに、「命の教育」に取

り組んでいます。人と人とのつながり、命の大切さについて見つめる機会として、講師を招き、講演会を行ってきました。昨年度は、震災の被災者の方に講師をお願いしました。本年度は、人権をテーマに、障害者を家族にもつ方からお話を聞きました。講演会に関連した内容で、事前、事後に、道徳の時間で、自分の生き方について見つめる場を設け、「命」「生き方」について考えました。また、保健の授業で行う「生命誕生のしくみ」とも関連をもたせ、より考えを深めるように努めています。そして、効果的に理念と体験を結ぶ場の充実に目指しています。



▲人権についての講演会

プロも顔負け!?

～老人クラブ連合会作品展～

8月22日、23日に老人憩の家で、老人クラブ連合会作品展が開かれました。

この作品展は、会員の皆さんが長年にわたって培ってきた経験や技能を生かして制作した作品を展示することにより、老後の生きがいを感じるとともに会員相互の親睦を図ることを目的としています。

陶芸や書画、写真など104点が展示されたこの作品展の中には、プロ顔負けの力作もあり、訪れた皆さんも1つ1つ念入りに見つめていました。



初めての放水体験

～消防署開放～

9月3日、救急医療週間に伴い、緊急業務および消防業務等に対する正しい理解と認識を深めていただくために、市民の皆さんに消防庁舎を開放しました。

この日は、親子連れなど721人の市民の皆さんが訪れ、はしご車の試乗やAED（自動体外式除細動器）の使い方の指導を受けたほか、今年の6月から新築の住宅に設置が義務付けられた火災報知機の展示などが行われました。

放水体験コーナーで、憧れの消防服に身を包み、消防士の指導で放水体験をした子どもは、「重くて大変だった」と、貴重な体験を笑顔で話していました。



成長の証し

～第6回ジュニアオーケストラ定期演奏会～

9月3日、総合体育文化センター多目的ホールで、第6回ジュニアオーケストラ定期演奏会が開かれました。

演奏には卒団したOB・OG9人も参加し、吉住典洋のりひろさんの指揮で、ハイドンの交響曲94番「驚愕きょうわく」のほか、チャイコフスキーの「スラブ行進曲」ビゼーの「アルルの女」といった難曲にもチャレンジ。340人の観客から大きな拍手が送られていました。



広報に掲載したあなたの写真をさしあげます。

●申込先 企画課広報広聴係(☎38-5802)まで。

10月

1 日 ㊟休日急病診療(榊木隆志 ませきクリニック)

2 月 ★基本健康診査 ★住民検診

3 火 ★離乳食教室 ★基本健康診査 ★住民検診
分別収集/八剱町・井上町・神野町・石仏町
古紙と古着の日/中本町・東町・中野町・鈴井町

4 水 ★基本健康診査 ★住民検診
野菜の広場/岩倉駅地下道

5 木 ★基本健康診査 ★住民検診

6 金 ★基本健康診査 ★住民検診 はつらつ元気くらぶ(南部老人憩の家)
分別収集/曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町
古紙と古着の日/下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町

7 土 野菜の広場/岩倉駅地下道

8 日 ㊟休日急病診療(伊藤乙彦 伊藤外科)
※市役所市民スペースはお休みです。

9 月 体育の日
㊟休日急病診療(植田豊一 岩倉眼科)
※市役所市民スペースはお休みです。

10 火 ★基本健康診査 ★住民検診
分別収集/大地町・大地新町・中央町・南新町・川井町・北島町・野寄町
古紙と古着の日/泉町・西市町・本町・宮前町・栄町一丁目

11 水 ★基本健康診査 ★住民検診
野菜の広場/岩倉駅地下道

12 木 ★基本健康診査 ★住民検診

13 金 ★基本健康診査 ★住民検診 はつらつ元気くらぶ(岩倉病院)
健康相談(ふれあいセンター)
分別収集/東新町(岩倉団地)

14 土 古紙と古着の日/東新町(岩倉団地)
野菜の広場/岩倉駅地下道

15 日 ㊟休日急病診療(永吉昭一 なかよしこどもクリニック)

★印は保健センター

休日急病診療の担当医は、変更する場合があります。
岩倉市のホームページをご覧ください。

健康チェックの日、母子健康手帳交付は毎週木曜日
です。

※毎週金曜日(祝日を除く)は、市民窓口課の証明
発行業務を午後7時まで延長しています。

救急医療情報センター
☎0586-72-1133

㊟休日急病診療所
☎66-4708

受付 9:00~11:30
13:00~16:30

消防テレホンサービス
☎38-3119

岩倉市の人口/48,588人(-7人)

男性/24,236人(-48人)

女性/24,352人(+41人)

世帯数/19,893世帯(-19世帯)

(9月1日現在、()内は前月1日現在との比較)

●発行/岩倉市役所

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目6番地

☎0587-66-1111(代表) ☎0587-66-6100

●編集/総務部企画課広報広聴係

●毎月2回 1日・15日発行

●岩倉市ホームページアドレス

http://www.city.iwakura.aichi.jp/

NHK大河ドラマ 「功名が辻」放映中!

山内一豊・千代 紀行

第8回



▲長浜城(写真:滋賀県長浜市提供)

「長浜城主・山内一豊」

「別棟の濡れ縁まできたとき、ぐらっと身体が沈んだ。同時に身のまわりで大音響がきこえ、やがて柱が折れ、建物がすーと向こうへ泳いだ。瞬間、城が裂けた。千代は失神したがすぐ気がついた。身体が動かなかった。屋根が千代の身体を埋めている。激震はつづいている」

司馬遼太郎「功名が辻」より

天正13年(1585)11月29日、長浜を大地震が襲い、城内の御殿が倒壊、一人娘のよね姫は棟木が落下し、その下敷となり押しつぶされて短い生涯を終えた。一豊夫妻の悲嘆は大きかった。

これより少し前、同年8月に秀吉は、山内一豊に湖北において2万石を与え、秀吉、柴田勝豊に次いで3代目の長浜城主とした。一豊は城持ちになった、一国一城の領主になる夫婦として紡いだ夢は半分だけ実現できた。でもその後起こる悲劇と試練を伴って。

湖北には、一豊と千代の足跡は多い。千代は坂田郡飯村(現米原市)の若宮友興の娘(郡上八幡遠藤家説もあり)であり、一豊の母法秀院は宇賀野で隠棲している。

「姫伊吹」からの日の出に一日が始まり、湖面の山並みに日が沈むと一日が終わる長浜。一豊と千代を偲んでみた。

岩倉市文化財保護委員会委員長 中山春義

「声の広報」を用意しています。

●申込・問合先 岩倉市社会福祉協議会(☎37-3135)

または、企画課広報広聴係(☎38-5802)まで。



岩倉市は、(財)日本環境協会の承認を得て、エコマークをシンボルマークとして使用しています。